

紀美野町第4回定例会会議録

令和7年12月3日（水曜日）

---

○議事日程（第2号）

令和7年12月3日（水）午前9時00分開議

第1 議案第93号 工事請負契約の変更について

第2 一般質問

---

○会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

---

○議員定数 12名

---

○出席議員

議席番号	氏名
2番	中原和也
3番	桐山尚己
4番	藤井基彰
5番	上柏皖亮
6番	埴谷高夫
7番	美野勝男
9番	向井中洋二
10番	伊都堅仁
11番	美濃良和
12番	七良浴光

---

○欠席議員

1番 徳田拓嗣

---

○説明のため出席したもの

職名	氏名
----	----

町	長	小川裕康
副町	長	細峪康則
教育	長	中野卓哉
総務課	長	曲里充司
企画管財課	長	高田真孝
住民課	長	森谷克美
税務課	長	調月克久
保健福祉課	長	森谷善彦
子育て推進課	長	黒崎智帆
産業課	長	吉見將人
建設課	長	中前貴康
まちづくり課	長	米田和弘
水道課	長	長生正信
美里支所	長	(米田和弘)
消防	長	井川豊一
会計管理者		湯上増巳
教育次長		東浦功三
代表監査委員		菊本邦夫

---

○欠席したもの

なし

---

○出席事務局職員

事務局	長	井戸向朋紀
事務局	書記	西本貴哉

開 議

○議長（七良裕 光） 皆さん、おはようございます。

徳田議員から欠席届が出ていますので報告します。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

○議長（七良裕 光） それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第93号 工事請負契約の変更について

○議長（七良裕 光） 日程第1、議案第93号、工事請負契約の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和議員。

（11番 美濃良和 登壇）

○11番（美濃良和） おはようございます。それでは、若干お聞きしたいと思えます。

提案は、町道釜滝柴目線ですけれども、設計変更で9億3,907万円だったのを10億9,923万200円と、こういうふうな、1億5,900万の増額ということでございます。

フリッカー対策というんですか、電圧が低くなって電気がついたり消えたりするという意味だと思えるんですけれども、こういうふうなことについて、あらかじめそれについて分からなかったのかどうか。これは当然皆さん方、おかしいなというふうに思うと思うんですけれども、あえてまたその大きな金額の増額ということになってございますので、その辺のところの説明をお願いします。

（11番 美濃良和 降壇）

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

（建設課長 中前貴康 登壇）

○建設課長（中前貴康） おはようございます。それでは、美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回、変更契約の内容でありますフリッカー対策装置につきましては、当然、今議員

おっしゃるとおり、事前に分からなかったのかということですが、トンネル工事につきましては、主に電気を用いた建設機械が、ロードヘッダー、岩盤を掘削する機械であったりとか生コンの吹きつけ機であったりとかいうことで、電気をたくさん使う機械が多くございます。

そういった中で、その施工業者がどの種類のどんな機種を使うかというのは事前には分かりませんので、どの機種を使うと判明した時点で関西電力さんと協議して、関西電力さんの下で、これだったら大丈夫ですよというフリッカー対策の装置を選定してやったものでございますので、御理解いただきたいと思います。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長 (七良裕 光) 11番、美濃良和議員。

○11番 (美濃良和) 今お話を聞いていると、非常に頼りないというんですか、そういうものなんですか。やっぱり、その最初の入札の段階で、こういうふうなものをやるんだよということで提案をされてあるのではないんですか。そういうふうなことが、このトンネルに関しては当たり前なんですか。

○議長 (七良裕 光) 中前建設課長。

○建設課長 (中前貴康) 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

フリッカー抑制対策装置というものにつきましては、その地域周辺の変電所からの電線の容量であるとか、地域の電力の使用状況とかいうのが様々でございまして、通常国においても、フリッカー対策装置というのは関係機関、こちらでいうと関西電力になりますけれども、関西電力の約款にも定められておりますが、機種等がこの機械をとということになった時点で協議をして、その回答に基づいて施工して、それについては設計変更の対象とするということで国のほうでも行っておりますので、同様に行ったものでございます。

以上です。

○議長 (七良裕 光) ほかに質疑ありませんか。

6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番 (埴谷高夫) では、当初は何もそういう対策は考えられなかったということではないのでしょうか。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

（建設課長 中前貴康 登壇）

○建設課長（中前貴康） それでは、埴谷議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

当然想定はしてございました。想定はしておりましたが、協議をしなければならないこと、またそういった機械を使うこと、またそういった場合にはどうということが起こり得るということは想定をしてございましたが、施工する機械も様々な種類がございまして、施工する業者が決まった時点で、どの機種を選定して使用するということが分かった時点で協議しないと、電力が確かなものでは対応できませんので、それについては、ちゃんと関西電力さんと協議した上で対応するという事になってございました。

以上です。

（建設課長 中前貴康 降壇）

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私たちは素人なので、難しいことを言われたらさっぱり分からんのですけれども、素人考えとしてですよ、当初どうということが想定されるかということ、どうい機種を使う、どうい機種を使う、この場合はこう、この場合はこうということで、大体予定されて設計はされているんじゃないですか。

今おっしゃったように、何を使うか分からんと、どれだけ電力が要るか分からんと、そんな設計は、私はないと思うんです。ある程度の基準があつて、それに基づいて設計がされて、そしてそれよりも大きい・少ないで変わってくるというのは分かりますよ。最初からそういうことを想定しないで、機種も想定しないで設計されるということはありませんか。

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 埴谷議員の再質疑にお答えさせていただきます。

ちょっと私の説明不足で申し訳なかったんですけども、設計する時点では、当然、例えばロードヘッダーであるとか、そういったコンクリート吹きつけ機というのをある程度想定して、基準に基づいて設計はしてございます。ただし、実際施工するときその機種、機種によって電力の使用量であったりとか、またそういったものが不確定なものがございまして、標準的なものでは設計してはございますが、実際に使うもので対策しないと、近隣の方であるとか地域に迷惑がかかるということでございますので、よ

り確かな対策をするために、国のほうにおいてもそういった形で、後に変更設計の対象とするということになってございまして、町においてもそういった対応をしたものでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 工事しているときに何か事故があつてとか、思いがけない、穴を掘っていたら、トンネルを掘っていたら水が噴き出したと。予定されないことですよ。そういうのなら分かりますよ。

しかし、予定されていたことで1割以上の、この増額補正なわけですよ。普通では考えられないでしょう。課長さんおっしゃるように、当初からある程度の計画が出てきていた、そういうことです。近隣対策ももちろん入っていたはずですよ。どういう電力をどれぐらい使用するかも、もちろん基本的には決まっていたはずですよ。

機器によって全く違うような、この1億円の補正をしなければならないような大きな変更というのは、なかなか私たち素人には考えられないんですけれども、そのところをもう一度説明願えますか。

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 埴谷議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

そういった形で金額がということでございますが、当然、先ほどと同じ回答にはなりますが、設計段階では標準的などといいますか、基準に基づいた設計はしてございますが、その業者によって、例えば先ほど言いましたロードヘッダーという岩を掘削していく機械があるんですけれども、その大きさであったりとか、その電気の容量が機種によってばらばらになってございますので、その中で、この機種を使うというのが判明した時点で関西電力と協議する、事前にそういった形で、関西電力さんの約款の中にもそういった場合には協議をするということになってございますので、より確かなもので協議をして、より安全な対策を行う必要がありますので、そういった形になってございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） これで質疑を終わります。

これから、議案第93号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) これで討論を終わります。

これから、議案第93号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(七良裕 光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第2 一般質問

○議長(七良裕 光) 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、1つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入る場合は、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て、通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

一般質問の通告は5人です。

本日は、5人の登壇を予定しております。

それでは、順番に発言を許します。

11番、美濃良和議員。

(11番 美濃良和 登壇)

○11番(美濃良和) それでは、議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

初めに、乗合タクシーについてお聞きいたします。

現在、主に走っているコミュニティバスは、コースや時間等の問題で住民の要望に合わないため乗車される方が少ないということで、町民の多くの方が残念な思いでおられます。

来年度からの紀美野町過疎地域持続的発展計画、まだ現在は案でございますけれども、その策定に当たっては、あらゆる角度から検討されてつくられた計画であるというふうに思います。

その対策のオのところですね。コミュニティバス等の利用者のニーズに合った運行体系を模索、検討するなどがあります。その中で、乗合タクシーについてどういうふうに検討されたのかお聞きしたいと思います。

次に、隣の海南市にあるスーパーですね。オークワあるいはホームセンター、そこへのコミュニティバスの乗り入れについてお聞きいたします。

以前、埴谷議員から質問がされましたけれども、現在の紀美野町のコミュニティバスは、海南市にある、こういうスーパーとかホームセンターには行かないということで、多くの方は非常に不便な思いをされています。埴谷議員が質問されてから、これについてどのように検討されてきておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、介護施設についてお聞きいたします。

9月議会において、介護施設の運営が難しいということで質問をさせていただきました。冬季に入り、インフルエンザやコロナ等が流行し始めているということで、苦勞されているようであります。例えばコロナでは、5類になる前は検査キットの支給があったそうでございますけれども、5類になってそれがなくなった。施設の負担になっているようであります。

医療機関ならば、検査をすればそれは収入になるわけでございますけれども、介護施設においては、それを使えば経費になってお金が出ていくと、そういうことで福祉施設の経営が厳しくなる状況を表しているというふうに思われます。

過疎地での働く場としても、また高齢者が多いこの町においても、介護施設は大事な存在であることから、検査キット、マスク等の支援が必要ではないかと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

最後に、防災対策についてお聞きいたします。

大きな雨が降るたびに、川の増水による住民への被害が心配されます。夏が過ぎまして、アユとか、そういうふうな工事をすることによって影響が出る、そういうものがなくなってきている状況の中で、今、工事やあるいは浚渫等、そういうものができる時期になるかというふうに思いますけれども、その状況についてお聞きしたいと思います。

以上、4点、よろしくお願いたします。

(11番 美濃良和 降壇)

○議長（七良裕 光） それでは、美濃良和議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

高田企画管財課長。

(企画管財課長 高田真孝 登壇)

○企画管財課長(高田真孝) おはようございます。私のほうからは、美濃議員の1つ目、乗合タクシーについて、それから隣の海南市にあるオークワ等へのコミュニティバスの乗り入れについての、この2点についてお答えしたいと思います。

まず1つ目です。乗合タクシーについての御質問にお答えいたします。

町では、過疎地域持続的発展計画はもとより、長期総合計画においても、地域住民の皆様の移動手段の確保と利便性の向上を明記し、公共交通の充実に向けた検討を進めております。特に、少子高齢化や人口減少が進む中で、持続可能な地域交通の在り方を見直すことが急務であると認識しております。

今回提案させていただいた紀美野町過疎地域持続的発展計画の31ページにおいて、コミュニティバス等の利用者ニーズに合った運行体系を模索、検討すると明記しています。コミュニティバス等と記載しているとおおり、年々利用者数が減少しているコミュニティバス運行の見直しを行うとともに、乗合タクシーに限らず様々な交通施策を研究し、検討していくこととしています。

乗合タクシーにつきましては近隣市町への視察を実施し、実際に運行されている実例を確認するとともに、各市町の担当者の方々から、運用上の課題や工夫、住民の反応など、現場の生の声を直接伺っております。今後も町民の方が署名された請願についても十分考慮し、安心して暮らし続けられ、紀美野町に合った持続可能な交通環境の整備に向けて、引き続き検討と取組を進めてまいります。

続きまして、2つ目の、隣の海南市にあるオークワ等へコミュニティバスの乗り入れについての御質問にお答えいたします。以前にも御質問いただきましたが、改めて現在の状況を踏まえて御説明いたします。

国土交通省のガイドラインによりますと、地域公共交通会議や警察との協議を経て合意が得られれば、コミュニティバスを区域外に乗り入れすることは可能とされています。ただし、コミュニティバスは交通空白地域の解消や地域住民の生活における最低限度の移動手段の確保を目的としており、既存の路線バスとの競合が生じないことや安全面において警察の理解が得られることなど、幾つかの条件を満たす必要があります。こうした前提の下、町では引き続き関係機関との調整を進めております。

具体的には、海南市の担当者と協議を行い、当町のコミュニティバスの乗り入れにつ

いて、海南省の地域公共交通会議の議題として取り上げることが可能であるとの確認を得ております。また、乗り入れ先として御要望のある海南省の商業施設オークワへの運行については、町内の商業者の皆様の御意見も重要であると考え、町商工会とも協議を行い、一定の御理解をいただいております。

一方で、警察や乗り入れを予定しているオークワ店舗との具体的な協議は、現時点ではまだ実施できておらず、今後の課題と認識しております。また、乗り入れを実現する場合には現在のコミュニティバスの運行ダイヤの見直しが必要となりますが、本町では令和6年8月にダイヤ改正を行ったばかりであり、住民の皆様の生活に密接に関わるダイヤを、頻繁に変更することは難しい状況です。

今後も地域住民の皆様の利用性向上を目指し、既存の交通施策や関係機関、関係団体との連携を図りながら、持続可能で実効性のある交通体系の構築に向けて、引き続き検討を進めてまいります。

以上、簡単ではございますが、質問に対する回答とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦） おはようございます。美濃議員の3つ目の御質問、介護施設への支援についてお答えします。

現在、県内ではインフルエンザの感染が拡大し、県内定点医療機関45機関の、11月17日から23日の平均患者数は35.67で、警報レベル30人以上に達し、この警報入りは例年より1か月ほど早く、感染がさらに拡大するおそれがあるとのことです。

また、コロナウイルス感染症については、先週までは感染者数は減少しておりましたが、平均患者数1.53と、前の週1.22に比べ、やや増加しました。

さて、令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが第5類感染症に変更され、国や県による検査キットの支給などの支援は終了していますが、高齢者施設については重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、感染対策を平時、日頃から行っていただいております。感染拡大のための検査キット等の購入による負担があることは承知しております。

町としましては、高齢者施設の検査キット、マスク等の支援は現在のところ考えておりませんが、令和6年度介護報酬改定において、グループホーム、特別養護老人ホーム、

介護老人保健施設など、高齢者施設等における感染対応力の向上を目的とした、高齢者施設等感染対策向上加算が創設されました。

これは協力医療機関との連携体制を構築すること、具体的には、医療機関が行う感染対策に関する研修などに年1回参加することなどにより、介護給付費の加算が取れる仕組みとなっております。高齢者施設等につきましてはこのような制度の活用をしていただき、感染対策の徹底を引き続きお願いしたいと思います。

また、町といたしましても活用できる制度の周知に努め、支援してまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、介護施設への支援についての答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

(建設課長 中前貴康 登壇)

○建設課長（中前貴康） 続きまして、私のほうからは、美濃議員の4番目、防災対策についての御質問についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、大雨が降るたびに、川の増水による影響の不安や心配を、少しでも取り除かなければならないと認識しております。本町としても、住民の皆さんが安心して過ごせるよう河川の状況の把握に努めるとともに、常に県と連携を図り、事業を進めているところであります。

現在、貴志川、真国川では、紀の川水系貴志川圏域河川整備計画に基づき、和歌山県において、下流から、河道拡幅や河道掘削などの河川整備を計画的に進めているところであります。また、貴志川及び真国川については、例年県により年間に二、三か所程度の浚渫工事を実施していただいております、河道の確保に努めております。

今後も町と県がしっかり連携し、河川に対する保全管理や安全確保に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 中前貴康 降壇)

○議長（七良裕 光） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、自席で起立して、質問、答弁をしてください。

11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、第1問目のコミュニティバスと、それから乗合

タクシーとの関係等についてお聞きしたいと思うんですけども、課長さんのほうでもいろいろ研究、考慮したりしていただいているということでございますけれども、例えば皆さん方が一つ心配しているのは、予算の問題であります。これについてはどうであるのか。

実際聞けば、現在のコミュニティバスについても交付税措置等があったりするというふうなことで、この交通問題というのは、国のほうも大変大事に思っておられるようです。また、最近では交通基本法ですか、そういうものも制定されるというふうなことで、非常に大事なこととなってきたわけでございますけれども、その運行させるための手段、条件としてはどうなっておられるのか、1点お聞きしときたいと思います。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 御質問にお答えさせていただきます。

予算というか、予算及び財源についてのお話だと思います。その点については、大変重要な項目だというふうに認識しております。進めていく中で補助金制度、国の補助金であったり特別交付税の算入であったりという、そういう制度はもちろんございます。町としましては、できる限りそういう財源は使っていくというのは基本姿勢であります。

その中で、どういった手法がそれに当てはまるか。もちろん補助金を取れないやり方もあったり、取れるやり方、それぞれいろんなやり方がありますけれども、できる限り補助金を使ってしていくというのが基本であるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） だんだんと今、高齢者が増えていく。紀美野町においては、もう本当に65歳以上の高齢化率が50%に手が届くというような状況になってきています。そういうふうな中でその方々が安心して暮らせる、国が交通基本法というものをつくるということになってきているのも、そういうふうに高齢者の方々が多くなって、車に乗れない方々があるということなんですよね。

この間、紀の川市に次いでかつらぎ、そして高野町と。その大分前に新宮市でも、合併した何町でしたかね、あそこだけは現在走っているんですよね、乗合タクシーが。そういうふうに、あっちこっちで交通問題を慎重に、大事なこととして取り上げておるといふふうに思います。

かつらぎにも聞いたら、初め町長さんはシニアカーですか、あれを進めていこうとい

うことであつたようでありますけれども、これについてはなかなか進まない、危ないと。そういうふうなことから、この乗合タクシーに変わったようでありますけれども、ここの基本的にやり方等を考えながら、予算についてもということでございますけれども、その辺のところについて、よそがやっているんですからうちができないことはないというふうに思いますけれども、その辺の、もう少し突っ込んだところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 質問にお答えさせていただきます。

企画管財課のほうにおいても、各近隣市町のほうをいろいろ視察させていただきました。様々なやり方がございました。その中で、もちろん当町でもできるだろうかなという施策もございますが、やはり町といたしましては、紀美野町に合ったもの、紀美野町の実情に合った持続可能な施策をしていかなければいけないという認識がありますので、そこは近隣市町村のやり方、実例等を参考にさせていただきながら、その中で紀美野町に合ったものをしていきたいというふうな思いでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） ありがとうございます。合ったものということで、非常に前向きな方向で考えていただけているというふうに思いますけれども、それで、この紀美野町に合ったものということになってまいりますと、どういうふうに調査をされているとお考えなんですか。

何にしても住民の方々も大変心配されておられるわけで、何としてもやってもらいたいということで、乗合タクシーについて署名を集められたと。大変暑い夏の中を皆さん駆けずり回っていただいて、1,000人を超える方々の署名を集めて、1,200ですか、そういうことで町のほうへ請願を出されていると。そういうようなことから考えて、合ったものということについてどのように調査を考えておられるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員からいただいたこの質問、大変ありがたい質問であるというふうにも思っております。

9月議会の折に千二百数十名の方から請願をいただいているというのは、大変、私たちは重く受け止めておりますし、私も町長選挙の折には、公共交通問題というのはしっかり研究してまいりますということを、町民の皆さんにも約束をしておるところでございます。

そうした中で、先ほどから課長がお答えしているように、近隣の町の状況とかも一生懸命勉強してまいりました。やっていることだけではなくて、その財源はどうであるかと、その財源をどう工面しているかということもしっかりと勉強してきております。

大事なところは、一過性ではなくて持続可能な交通環境をつくっていくということが大事なところでもあります。また、そうしたときにそれぞれの町の状況というものもありますので、紀美野町の、この町の状況に合った紀美野町方式の、そうした交通体系の構築が必要であろうかというふうに考えております。

もう一つは、平成11年から運行してきたコミュニティバスというのがございますが、議員言われるように、コミュニティバスだけではなかなか皆さんの思いに応えていけないというのは十分承知しておりますので、コミュニティバスの見直しも含め、そして乗合タクシーも、そうした含めた上での検討をしてみたいと、そういう思いを強く持っておりますので、いましばらく時間をいただいてしっかりと検討をしてみたい、そういう思いでございますので、これから皆さんにも相談をしながら進めてみたい、こういうふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） この乗合タクシーを走らせる会というのが、この署名も集められ、また町のほうへの請願もされているわけですね。この方々が、最近あった町長選挙ですね、8月でしたかね、そのときに候補者の2名の方にアンケートを出されて、そしてそれについて回答が返ってきています。

小川町長さんのほうはこの回答で、町長選挙の公約にこの紀美野町への乗合タクシー導入を含めておられると、こういうふうに回答されているわけですね。今後、紀美野町への乗合タクシー導入を目指して行動する予定ということについては研究していきたいというふうに答えが返られているということでございますけれども、非常に皆さん方は町長さんに、この回答でもって期待しているんですよ。

もう町長は本当に前向きに考えてくれていると、そういうふうなことで、そこから向

この投票行動については、それはもう分かりませんが、結果はということですから、その辺で考えていただいたらと思うんですけども、何にしてもそういうふうに、有権者である乗合タクシーを走らせる会というのが、かなり期待をしながら、町長さんのこの選挙も見守ったということであるかというふうに思います。

これは住民の、議会も町長も、これはそれぞれ住民の方々が選んで自分たちの願いを実現してもらえるとということで、二代表制ですから、それぞれ選んできて、その住民の代表を送ってきていると、そういうようなことであるわけですから、その辺のところを非常に重視していただいて、このことについて近隣のところも研究したし、紀美野町式のということで、そういうことも検討されているということですので、そのことをぜひともお考えいただけていると、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 先ほどもお答えしたのと重なる部分がありますが、今、美濃議員が言われた書面での回答というのはもちろんいたしました、選挙のときの話になって申し訳ないんですが、各地区へ行って街頭で演説させてもらったときにも、自分の口で、この件については研究してまいりたいということを皆さんに約束もしております。

ですから、それをこれからもっともっと、もっともっとというんかな、進めていきたいという思いは強く持っておりますので、やはり大事なものは持続可能な、それについては財源も必要になってきますので、そういうこともあるし、紀美野町に即した紀美野町方式のそういった公共交通ということをしっかり考えていかなければ、よその町がこうやから全く同じことをするということになるかならないかは、それはこれから調査研究をしていく、その中で決めていきたいなと思っておりますので、ある意味では、具体的な名前を言えばかつらぎ町も、この事業を進めるに当たっては、専門家の意見もしっかりと聞いた上で進めてきているということも聞いておりますので、そういうことも含めて前向きに検討してまいりたい、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 町長さんのほうで前向きに検討していただけると、そういうことでございますので、そこはよろしく願って、次に移りたいと思っております。

海南市のスーパー、ホームセンターへ、コミュニティバスですね、ふれあい号が行けないということで、今答弁いただきまして、この交通会議とかいろんなところの協議等とか、そういうものを進めていかなきゃならないということでございました。

いろいろとございますけれども、地域の交通体系とか、そういうところも大事であるということでございますけれども、住民の圧倒的な方が、やっぱり現在、厚生病院までということについて、紀美野町内だけということについては、非常に残念な思いをされています。

やっぱり買物というのは大事なことで、そういうことから、町も移動販売に助成するというふうなこともされていると。ここまで町も大事に考えておられるわけでございますけれども、やっぱりいろんな要望があるんですよね。もう最低、食べるものだけは何とか確保するということについては移動販売、また、いうことになってくるかと思いません。

これについても、1つ目は、町が出しているように助成、それから、もう本当になくなってきましたけれども、商店ですね。これも決して経費が要らないわけではないわけで、開けていればその電気代、簡単に言えば電気代ですけれども、そういうものが要ってくる。そこで店番をしている方についても、これはじっとしていかなきゃなりませんから、このことについても当然、これはもう人件費ですね、経費として考えていかなきゃならないということで、大事かというふうに思います。

そういうようなことが大事であるけれども、また消費者としては、商品を見て買いたいというのも、一つの大事な要求であります。これがやっぱりストレスの解消にもつながるといふふうなことも言われているわけでございますけれども、そういうことから考えて、残念ながら町内に、多いときには3店舗あったんちゃいますか、スーパーが、野上と美里を合わせて。それが現在は1店もなくなってしまったと、そういうふうな状況の中で、もうこの隣の市に現在あるスーパーに行かなきゃならない、また、いろんな機械ものを買に行かなきゃならないということでもあります。

そういう点で、この地域の皆さん方の要求ということについては、やはり何としてもこれを進めてもらいたいということでございますので、その辺、ダイヤ変更もしたばかりだということもございますけれども、もっと早く進めるということについては、できないのですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（七良 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

早くというお話ではございますが、これについては執行部におきましても前向きに進めていきたいというふうに考えておるところでございますが、先ほどの乗合タクシーの話もありますように、コミュニティバスの見直しというのが1つの課題というふうにもなっております。この中で、こういった乗り入れについても一体として考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） これ、進めるという方法はないんですか。例えば、今1つ言われた交通会議ですね。あの交通会議というのは、議会ほどの回数も持っていないようでございますけれども、その辺のところは、会長は町長さんですよね。町長であって、そのところの交通会議を進めるということについてはどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、紀美野町地域公共交通会議の構成員ですが、会長というか代表は、町長ではございません。現在は副町長という形になっております。

それから、先ほども申し上げましたが、これについてはできないという話はございませんので、前向きに進めていきたいというふうに考えておりますが、現在、乗合タクシーを含めた全体の公共交通施策について協議を進めているところでございますので、その中で、コミュニティバスの見直しというのが1つの課題となっております。ですので、この海南市への乗り入れについてもその中の1つの課題として取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 会長は副町長の、細峪副町長ですね。

いずれにしても、この住民の要求というのは本当に待っておられない、もう高齢化が進んでいるということで、そういうふうなことからも早く安心して生活をというんですか、要するに楽しい生活ですね。そういうことを進めていく点で、交通問題というのは大変大事だというふうに思います。いろいろとありますけれども、やり方というのはいろいろあるかというふうに思います。その辺のところをできるだけ早くですね。

海南市においてもそうでしょう。今のままでは、何までは、厚生病院まで入ってこら

れないというような状況で、距離は少ないかもしれませんが、でも、ちょっとしたところで止まっていかなきゃならんということから考えれば、双方、その乗り入れ合いをさせるということは、非常によいことだというふうに思います。すみませんが、もう一度だけお願いいたします。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 質問にお答えさせていただきます。

住民の皆様の利便性向上に努めていくことは大切なことだというふうに考えておりますので、それが、より実現に向かえるよう慎重に、かつ可及的速やかに進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） それでは、次の介護の問題についてお聞きしたいと思います。

今日の朝日新聞ですけれども、一面に、「訪問介護、広がる倒産」ということで載っております。これは訪問介護だけではないということを書いておるんですけれども、その訪問介護、特に報酬改定がされないですか、低いままであって、これを基に倒産が多いということがございますけれども、これでこの朝日の記事では、施設などを含む介護事業者全体の倒産件数は11月末時点で161件となり、この時期として過去最多となっていると。こういうふうに、今、介護事業者にとっては大変な厳しい時代になってきているということでございます。

もう紀美野町内を見ているとそうですけれども、人手がないというのが一番大きいことかというふうに思いますけれども、よく見かける、自転車に乗って外国の方が働いてくれていると。これ、外国の方がなければ、恐らく施設によってはもう倒産せざるを得んような、そんな状況にもなっているかというふうに思いますけれども、そういうことも含めて介護施設としては経営が厳しくなっている、そんな状況になっているかというふうに思うんですけれども、そういう点から考えて、その支援ということが必要になるかというふうに思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 介護報酬改定が大きなポイントだと思うんですけれども、介護報酬改定については3年ごとに行われて、令和6年度の報酬改定では1.5

9%引き上げられたんですけれども、美濃議員さんおっしゃる訪問介護についてはマイナス改定ということで、訪問介護事業者の収入が減ったというのは実際でございます。

また、本町のような中山間地域においては、事業所から利用者宅までの移動距離が長くて、その移動時間については介護報酬の報酬単価のほうに十分反映されていないという現状の中から、9月議会でも述べさせていただきましたが、県のほうに要望させていただいて、令和8年度では県として対策を講じていくということを聞いておりますので、そのあたりについて、また当初予算のほうで反映できるかと考えております。

感染対策については、先ほど述べさせていただいた高齢者施設等の感染対策向上加算という加算がありますので、そのような制度を活用、施設ではなかなか活用できていないのも実際ですので、そのあたり十分活用していただいて、経営のプラスになるような取組になるように、町としても働きかけていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） 今課長が言われた向上加算ですか、そういうものがあるんだということでございますけれども、それが活用されていないということについては、どこに問題があるわけでしょうか。
- 議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。
- 保健福祉課長（森谷善彦） 医療機関との連携を密にして研修を年1回行うことという取決め、加算をつけるには条件となっているんですが、そのあたりについては事業所の研修の負担感であったりするわけなんですけれども、町としましては、いろんな感染対策を施設として講じていただく必要がありますので、その加算を取っていただいて、十分感染対策を講じていただきたいと考えております。
- 議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） この研修ですね、年に1回やるということでございますけれども、当然これ、今厳しい状況、人がないとかいろんな問題がある中で、そのことから、うまくそういう時間が取れていないということにはつながっていないわけですか。何にしても、単に町のほうから指導してやれるものであるのかどうか、その辺のところはどうでしょうか。
- 議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。
- 保健福祉課長（森谷善彦） 高齢者施設、介護施設につきましては、人手不足の

中からなかなか十分に研修ができていないというのも、実際であると思います。その大きな原因としては、先ほど言わせてもらった介護報酬改定の影響が多分にあると考えておりますので、町といたしましては、特に中山間地域で不利益な部分になっている算定の部分については、県及び国のほうに働きかけて、介護事業所が安定的に運営できるように働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 先ほどから答弁いただいているように、3年に1回、介護の見直しですか。これで、今課長さんが一生懸命言われているように、その介護の国からの報酬が少ないためになかなか人手がうまく回せなくて、この研修も受けづらいというふうなことに繋がっているとしたら、なかなかそう簡単にいかんわけですよ。

無論そういう、考えていかなきゃなりませんけれども、現在のところで大変厳しいような状況で、先ほど、今日の朝日ですけれども、介護施設、これは訪問介護だけじゃなくて介護施設全体にも倒産が161件あったということでございまして、問題があると。それだけ厳しいんですよ。

長い目で報酬改定を要求して、県なりに運動していかなきゃならないというのは分かりますけれども、今現時点として、やはり何らかの支援をしていくということが必要ではないかというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 町としての支援は必要ではないかということなんですけれども、人手不足に関しては国のほうも対策を講じて、介護事業所への前倒しでの加算をするというような報道も一部ありますので、そのあたりを含めて国の動向を見て、感染対策については、今のコロナ、インフルについては大変な状況でございますが、感染対策についてはその加算を十分活用いただいて、介護施設としての役割も感染対策として重要な役割になっておりますので、そのあたりについては制度を活用していただくように働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 介護とか医療とかは、本当に真面目な方々が一生懸命頑張っているだけだと、それは理解しているんですよ。

基本的に、一番の問題は国ですよ。今、国が一番たくさんのお金を使おうとしているのは、軍事予算ですよ。GDP 1%、5兆円だったのが、いよいよ来年度は8兆円を超す。トランプ大統領が、今の日本の首相との関係で、さらにもっと増やすようにということで、20兆円。

20兆円といえば、以前のこの社会保障の予算ですよ、国全体の。これだけたくさんのお金が軍事のほうに回されていって、その結果、医療、福祉、教育、こういう人たちが大変厳しい状況にあるかというふうに思うんです。

そういう中で、我々が最前線であることによっていろんな矛盾を感じているわけで、その感じている者同士が、これはもう手をつないで何としてもやっていかなきゃならないということであるわけですが、そういうことで、事業所には感染対策等でいろんな制度を利用してもらおうということですが、たちまちのところ、やっぱりどこも厳しい、そういうふうな状況の中で、町としての支援ということはお考えはできないわけですか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 今回、美濃議員の御質問であった、感染対策のための検査キットであるとかマスクについては、報酬改定というか介護報酬の中で、十分とは言わないまでも算定されているわけですが。

また、2026年度の臨時的な期中改定を政府は考えているところですので、そのあたりの動向を踏まえて、町として支援できるかどうかというのを、また検討していきたいと考えております。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、町内に介護施設といえば4か所ですかね、5か所あるんですね。そういう中で頑張っているわけですが、何にしても大変厳しい状況にあることは間違いないことで、この各施設について、町はそういう実態の調査というんですか、そういうものはされてきているわけですか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 実態調査というのは、具体的にどこまでの調査というのはちょっと分かりかねる部分があるんですけども、日頃から介護事業所との連携は取ってしまっていて、ケアマネの会であったり事業所とのやり取りも定期的にしておりますので、その中での要望については十分聞かせていただいて、町として対策できるかど

うかというのを検討しているところでございますが、マスク等については今のところ、私のほうにはちょっと聞かせてはもらってないところでございますので、実態調査という形式的なものについては、現在はしてないところでございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 私は、この最前線におられる方々というのは大変忙しく、また厳しい、一番困ることを耳にしなきゃならない、そういう方々であるかというふうに思うんですね。そういう点で、今お聞きしても、町として事業所とのやり取りとかケアマネ会議等で、いろんなことも聞いているということでございます。

そのこのところで、やっぱりその実態等を聞いたら大変なことがお聞きしてるんじゃないかというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） どこまでが大変かというところ、事業所の努力の部分もちろんありますので、その部分で超える部分については報酬改定というルールがありますので、そこについては国とか県への働きかけは十分したいとは思っているんですが、それについての回答というのは、なかなかできない状況でございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 介護報酬の動向というふうなことで、大きなところが一番動いてくれば一番望ましいんですけども、そのこのところを、今お聞きした事業所とのやり取りということで、もう少し深く実態をつかむということも必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

そういうふうなことであるのか、私もこの間事業所を回らせてもらって、大体のところはもう大変困っているというふうなところで聞いているんですけども、その辺については、お調べになるということについての町としての考えはどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員の言われる町内の介護事業所というのは、本当に大変大事な大事な事業所であるという認識は強く持っておりますね。町内に5か所、6か所ある介護事業所の皆さんが一生懸命頑張っていただいて、町内の方がそこで安心して過ごしていただいているという、そうした施設なので、しっかりと運営していただき

いという思いは強く強く持っております。

ということで、町とすれば、できるいろんな応援とか支援はしっかり取っていきたいという思いもありますが、先ほどから議員の言われたマスク云々とかキットについては、介護報酬の中に含まれている。ただ条件もあって、感染症の研修をするというような必要性があるということは、これは、ただ事業所とすれば、感染症に対する研修をしていくというのはやはり大事なことなので、これはしっかりと事業所としての責任を果たすための研修になるので、やっていただきたいなという思いもあります。

議員が言われている、その事業者が大変なことになっているというのは、具体的に何が、どういうことがお困りになっているとか、何をもって大変なのかというのは、ちょっと私どもも分かりにくい部分もありますが、保健福祉課を中心に、ケア会議であるとかいろんな事業所と連携している会議もありますので、その中ではいろいろ、それぞれの要望点ですかね、現状を、情報を共有した中でやっていっているということは聞いておりますので、しっかりと事業所にも頑張ってもらって、紀美野町の介護事業を支えていっていただきたい、そのためには町としてもできることはしっかりと応援していきたい、そういう気持ちには変わりありませんので、そういうことで御理解いただけたらなと思います。

以上です。

- 議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） 結局その要望を聞く、実態を調べる、そのことについては、今のお答えでしたらされていない、深いところの調べるということについてはされていないんじゃないかというふうな思いになったんですが、その辺についてはどうですか。やっぱり調べるべきではないですか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

- 保健福祉課長（森谷善彦） その実態把握というのを、どこまで町が把握しなければならないのかというところはあるとは思いますが。事業所の自分のところの経営改善を図るべき部分、それから町として支援する部分という部分があると思います。

その事業所の要望については、ケアマネであったり事業所との連絡の中で要望を十分聞かせていただいて、その介護制度の見直しの部分については国とか県のほうに働きかけはさせていただきますが、その実態把握ができていないということについては、町としてはできていると考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） マスクというのは毎日変えなきゃならんのですよね。しかもあのマスクは、我々がそういうホームセンターやスーパーなんかで買ってくるのじゃなくて、1枚があれば、何十円でしたかね、結構大変な金額ですよ。またキットについても、あれはまとめて買うんでしょうけれども、ちょっと忘れちゃったけれども、結構高い値段であるように聞きました。そういうふうなものが経費として、今この時期にたくさん出ているとしたら、やはり大変な状況になってるんじゃないですか。

しかも、人がなかなかない。紀美野町で生まれた人が働くということがなかなかできないぐらい、人が減ってきている。そういうふうな中で、事業所によっては外国の方々の力も借りなきゃならない、それについてはそういう人件費だけでなくあっせん料まで払わなきゃならない、そんな実態になっているようであります。

等々を考えたら、本当に我々として続けていってもらわなあかんわけですけども、それなりの、町としての支援も考えていいのではないかというふうに思うわけで、町は制度的なものを考えると、それは基本的な問題であると思いますが、現時点で大変なことになってきている。

全国的にも、今言いましたように倒産する事業所が増えてきているような状況を考えて、うちの町のそういうふうな大事な施設を存続させる意味からも、また利用される方々が近くの実業所に行くほうが安心するという、知り合いがいますからね。

まるっきり知らんところへ行って、幾ら高齢者の方ということに、それはもうとんでもない話で、やっぱりできれば昔から知っている人同士が通える、そういうところがよいかというふうに思います。そういう点で、やっぱり町としての努力を、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 美濃議員の言われることは重々承知しておるところでありますし、本当に事業所における人材確保が大変だということは、もう十分承知しております。そうした中で、インバウンドというんですかね、外国人労働者の力を借りながらやっている介護施設というのは、町内にもあるということももう十分承知しておりますし、ある意味では頑張ってくれているよということで、喜んでおられる方もいらっしゃる。

それは事業所の方のお話なんですけど、そういうことも聞いておりますので、議員が言

われた、全国で介護事業所が百幾つ倒産したって、倒産したのか、なかなか人材確保が難しくやっていくのが難しいからもう事業を撤退したのか、ちょっとそこらは分かりませんが、経営の上では、もちろんそれは事業者ですからしっかりと経営改善というのはされていくんだらうと思いますが、それはもう事業者にお任せしなければいけない部分があると思いますけれども、制度的なもので、また町としてできることは本当に一生懸命やっていって、大事なそういう施設ですので、その施設が今後も継続して事業を進めていただきたい、そういう思いは強く持っておりますので、そういう意味におきましては、できる支援、応援はしっかりしていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 実態については聞くということでございますので、聞いていただいて、何にしても要望を聞くというふうに言われましたよね。そういうことで実態を聞いていただいたりして、町内での働き場の確保とともに、先ほどから何遍も申すわけでございますけれども、町内の方々がまるっきり知らないところに、デイサービスなり、あるいは入所等に行って、まるっきり知らない方々とおらなければならないというふうなことではなく、やっぱりこれは日頃何十年も一緒にいろんな付き合いをしてきた方々が、願わくば同じ施設においてということが、1つの要望であるかというふうに思います。

そういうふうな点から考えても、やっぱりこの運営を町としてもして、存続させるということが、そういう高齢者の方々の要望にも合致するかというふうに思います。そういう点で、これは十分に事業所の要望を聞いていただいて、その方向で、ぜひ事業所の存続の方向で進めていただくためにやっていただきたいと思います。これはもう、どうやら要望として言っていかなければならんような状況でございますので、要望といたします。

次に、最後の防災対策についてお聞きしたいと思います。

もう実際、雨が降るたびに大変心配される方々がいます。町としても、安全対策で住民を守るということが大変大事かというふうに思うんですけども、そういう面で、肝腎の夏の頃には、なかなか工事ができやんわけですよ。そういう点から考えて、この時期というのが大変大事かというふうに思います。

先ほど答弁いただいて、浚渫等も準備されてきていると。それで十分にいけるのかど

うか。前に聞いたのは、例えば毛原とか、あるいは真国川に沿って、志賀野あるいはこの旧野上町の下佐々周辺、それから梅本川の周辺等々、いろんなどころにそういう心配される箇所があるかというふうに聞いているんですけども、夏にならないこの今の時期に、この工事というのは必要かというふうに思いますけれども、いろいろと予算との関係もあって大変でしょうけれども、その辺のところについて、今二、三か所とかそういうふうなところのお話がありましたけれども、具体的にどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに河川、特に紀美野町内においては貴志川、真国川、梅本川というような形で河川がございます。そういった中で、今年度の浚渫工事の箇所につきましては、下流側からいきますと、海南鋼管団地付近の下佐々地区、それから同じく下佐々の庄原地区、それからもう一つが落合橋の下流側の貴志川と真国川の合流地点の3か所を、県のほうで実施していただくというふうに聞いてございます。

こうした浚渫の工事の場所につきましては、日頃の堆積状況であるとか増水時の状況等をこちらのほうで把握したり、また住民の方からのお声をいただいた中で、県のほうに要望して実施していただいているということでございますので、今後も引き続き進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 浚渫について、今、庄原、海南鋼管団地下と、それから落合ですよね、真国・貴志川の合流点の。それぞれ、ちょっと前の水害では結構被害の多かったところだというふうに思います。

海南鋼管団地は事前に浚渫がされておって、あまり被害がということにはならなかったようなんですけども、そういう点では浚渫というふうなことが大事かというふうに思うんですけども、そのほかですね。毛原でも心配されるようなところがあったり、それから、よく心配されるのが蓑原橋ですか、あの付近ですね。それから、以前洪水で大変な目に遭ったのが、三尾川もあつたし花野原等々もあつたかというふうに思います。その辺はどうなっているわけですか。

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 浚渫の箇所につきましては、今、議員おっしゃられたよ

うな箇所も含めて、毎年、町のほうからは10か所程度、県のほうには要望してございます。そういった中で、県のほうで、より対策が必要な箇所、予算の限りもございまして、そういった中でできるだけ多くの箇所をお願いしますということでは毎年強く要望しておりますが、今年につきましては3か所、ちなみに去年につきましては4か所、今、美濃議員がおっしゃった蓑原橋付近でありますとか、昨年だったら福田地区の新白龍橋の付近というようなことで、毎年毎年その場所をやっていって、またそういった堆積状況を踏まえて対応していただいているという状況でございます。

以上です。

- 議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） あと、その工事ですね。それについてはどうでしょうか。
- 議長（七良裕 光） 中前建設課長。
- 建設課長（中前貴康） 1回目の答弁にもお答えさせていただきましたが、貴志川圏域の河川整備計画に基づいて、貴志川等の改修を現在していただいているというところでございます。災害の復旧工事であるとか、そういったものは別としていきますと、その河川整備計画に基づいて、下流側から順次行っているというところでございます。

以上です。

- 議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。
- 11番（美濃良和） 我々ちょっと心配するのが、よく言われるんですけども、下流から、下流からというんですけども、毎年工事費とかいろんなことが増えてくる中で、下流から、下流からと言っていると、なかなかこの地域が、この紀美野町内に到達せんのではないかという、そういう心配をするんですけども、具体的にその工事が必要なところというのは、その県とのやり取りではどうなっていますか。そういうふうの下流から来るのを待っていただけるかどうか、その辺はどうでしょう。
- 議長（七良裕 光） 中前建設課長。
- 建設課長（中前貴康） 県のほうで現在策定されております貴志川圏域の河川整備計画で、貴志川関係では、県の管理する場所での整備する箇所というのは3区間設定してございます。紀美野町内でいきますと、吉見橋付近から庄原地区までの1.6キロ、それから次が十三神社付近野中あたりから、神野市場の飛越橋の下流までの1.8キロ区間を、現在の整備計画では整備をしていくということでございますが、海南市の区間もございまして、そちらの区間が、海南市原野から野上新までの延長が5キロの区間が

ございます。今、その5キロの区間を、まず整備している状況となっております。

また、この河川整備計画とは別に、蓑原橋の付近の河川の改修というところで、現在この計画とは別に、県のほうにおいて、現地の調査であったりとか測量、また、その改修の計画を今現在検討していただいているというところがございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 計画はそんなんで進んでいるということでございますけれども、実態は、県の方がなかなかつかみにくいこともあるかというふうに思います。その辺について、やっぱり長い区間を取っての計画でしたら、町としても、特にこのところは早くということについて要望していかなきゃならんというふうに思いますけれども、その辺についてはどういうふうにされておりますか。

○議長（七良裕 光） 中前建設課長。

○建設課長（中前貴康） 美濃議員おっしゃるとおり、できるだけ早く計画を進めたいということで、この改修の計画については県のほうには要望を、早く進めていただけるようにということで、それは常に行っております。

そういった中で、基本的には河川整備計画のその3区間ですね、先ほど申した区間の下流側から、上流側を整備すると下流側のほうに水が一気に流れることによって、下流側が今度は被害を受けるというようなことが発生しないように、まず、下流側から進めていくというのが大原則でございます。

そういった中で、現在、海南市の原野付近から進めていただいているところでございますが、令和5年6月の災害時の蓑原橋付近での被害があったということで、先ほどから申し上げていることは、本来なら下流側から進めていくところでございますが、被害の状況等を考えて、県のほうもすぐに動いて、動くというのはおかしいですね、事業を進めていただいて、現在調査、その改修の計画を進めていただいているというところがございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 以上で、美濃良和議員の質問を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

休 憩

（午前10時27分）

---

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時36分）

○議長（七良裕 光） 続いて、3番、桐山尚己議員。

（3番 桐山尚己 登壇）

○3番（桐山尚己） おはようございます。では、3点質問いたします。

まず1点目は、学校教育デジタル化の光と陰についてであります。

小中学校の義務教育現場に導入されているタブレット端末や電子黒板などのデジタル機器のもたらす光、効果ですね。それに陰、弊害ですね。これについて、9月議会に引き続き改めて問い質したいと思います。

9月議会での一般質問時には、紀美野町内小中学校の児童生徒の視力について、現場では、落ちている・落ちていない、両方の見解があるとの答弁でありました。まずはこれについて、実際のデータではどのように推移しているのかを確認したいと存じます。

2点目です。紀美野町の職員数は足りているのか、これをお尋ねします。

ちょうど1年前、令和6年の12月議会の一般質問で本件を取り上げた際には、おおむね180名を適正職員数と考え、きっちりとした行政サービスを届けていきたいとの答弁をいただきました。しかしながら、180名程度の職員数、もちろんこれには補助的な役割を担っていただいている会計年度任用職員も加わるわけではありますが、これだけの正規職員数で、現在、紀美野町が抱える様々な課題に、きっちりと対応できているのでしょうか。お答えください。

さらに、紀美野町と同規模の地方公共団体である類似団体、いわゆる類団が全国に74あって、紀美野町の職員数は74団体中8番目に多いということでありましたが、例えばどこと比べてどれくらい多いのか、具体例をお示しいただきたいと存じます。

この定員適正化計画を実行してきたことが、職員の労働環境、やりがい、仕事の質に影響を及ぼしているのではないかと、私は甚だ心配しております。この点についても、当局の認識を確認したいと存じます。

最後は、mRNAコロナワクチンのリスクについてであります。この点に関しては、この議会の場で幾度となく問い質してまいりました。様々な健康被害や死亡リスクを抱える中、昨年秋から始まった、高齢者等を対象とした任意定期接種の実績はどうであっ

たのか。これは前回確認しましたがけれども、今回も改めて、この秋実施分の途中経過を含めてお尋ねしたいと存じます。

さらに、定期接種が始まってから後遺症等、体調不良を訴える町民がいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。そのあたりの実態について、町はどれだけ把握しておられるのか確認したいと存じます。

このmRNAコロナワクチンに関しては、数多くの国民が貴い命を落とされています。少なくとも、国が健康被害救済制度で死亡認定しているだけでも、令和7年11月20日現在で、実に1,049件もあります。実際のコロナワクチン死者数はこれをはるかに上回ると言われていますが、この1,049人という数字をもってしても、前代未聞、史上最悪の大被害と言えるわけであります。これを国は、特段の懸念はないと言い逃れています。

特段の懸念があるともないとも言えないというのが紀美野町の見解であるとのことでしたが、これは現時点において変わっていないのかどうか、改めて確認したいと存じます。

以上、3点につき、当局の答弁を求めます。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長（七良裕 光） それでは、桐山尚己議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長（東浦功三） 桐山議員の、学校教育デジタル化の光と陰についての御質問にお答えいたします。

紀美野町では、平成29年度から小中学校のICT教育推進に取り組み、1人1台iPadや電子黒板の導入などデジタル環境を整え、教育的効果を向上させる目的で活用しています。9月議会でも答弁いたしましたとおり、児童生徒が多様な情報を自ら獲得し、自発的な学習が可能となるなどの効果もある一方、生活の中でデジタルに触れる時間が長くなることによるデジタル依存や身体への影響、またSNS上でのいじめなどが懸念事項でございます。

議員御質問の児童生徒の視力についてですが、データによりますと、小学校においては、視力1.0未満の児童の割合は、令和3年度が20.6%、令和6年度では24.

8%と、4.2ポイント増加しています。しかし、この4年間でも増加または減少の変動があり、また、増加した学校もあれば減少した学校もあります。

中学校においては、令和3年度、54.26%、令和6年度では51.61%と、2.65ポイント減少しています。小中学校ともに、全国平均と比べて10%程度低い結果となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (七良裕 光) 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長 (曲里充司) 桐山議員の2問目、町職員の数は足りているのかについての御質問にお答えをさせていただきます。

本町では、平成18年度策定の第1次定員適正化計画に始まり、令和3年4月、第4次定員適正化計画を策定し、その実施に向け、職員一丸となって鋭意取り組んでいるところです。

現在本町は、人口減少、少子高齢化の進行、防災・減災対策の強化、デジタル化の推進といった、複雑化・多様化する行政課題に直面しております。これらの課題に対し、限られた人的資源の中で組織機構の見直しやDXの活用、業務のアウトソーシングなどを進めることで、効率的な行政運営に努めております。課題の重要度や緊急性を常に評価し、住民サービスの維持向上を最優先に、職員の適正配置と事務事業の見直しを継続的に行っていくことが重要であると認識しております。

類似団体別職員数の比較は、人口と産業構造から類似する市町村をグループに分け、そのグループ内での人口1万人当たりの職員数の平均値を算出し、職員数の比較を行うものです。

当町が属する類似団体の区分は、和歌山県内では由良町が該当します。普通会計での実際の職員数は、由良町が62人に対し、紀美野町は常備消防職員を含め164人となっており、102人多くなっています。人口1万人当たりの職員数で比較した場合、由良町は120人、当町は207人であり、87人多くなっております。類似団体74団体の平均値では、人口1万人当たりの職員数は141人であり、当町は66人多くなっております。

ただし、この数値の捉え方には、各自治体の地理的条件や行政サービス提供体制の違

いといった特殊要因を考慮する必要があり、地域特性を無視して単純な職員数のみを比較することは適当ではないと考えております。しかしながら、比較データは重要な指標の1つであり、今後も類似団体との比較分析を継続し、より効率的な組織運営の参考としてまいりたいと考えております。

現在の職員数は、結果として職員1人当たりの業務負担の増加や、特定の部署における超過勤務の増加を招く可能性があることは認識しております。そのため労働環境については、業務の見直しやDXの推進による効率化を進めるとともに、超過勤務縮減のための取組を推進しております。

また、仕事の質とやりがいについては、限られた職員数だからこそ個々の職員の専門性を高め、能力を最大限発揮できるような研修や人員配置を行い、職員一人一人が町の行政を担っているという自覚とやりがいを持って働ける職場環境づくりに努め、今後も職員の声を丁寧に聴きながら、持続可能な行政運営と、職員が健康で意欲的に働ける環境づくりに最善を尽くしてまいります。

以上、桐山議員の2問目、町職員の数は足りているのかについての答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長 (七良裕 光) 森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長 (森谷善彦) それでは、桐山議員の3つ目の御質問、mRNAコロナワクチンのリスクについてお答えします。

令和7年度、町内のコロナワクチン接種対象者は3,824人で、10月末時点で23人の方が接種、接種率は0.6%で、前年の10月末接種率と比較し、マイナス2.4ポイントとなっております。

なお、紀美野町ではコロナワクチンに関する相談を受け付けておりますが、令和6年度から現在において、そのほとんどは予防接種の費用や受け方についての問合せであり、体調不良に関する相談は令和6年度に1件、腕の痛みの訴えのみで、予防接種健康被害の申請はありませんでした。

国は定期的に専門家による審議会を行い、ワクチンの経時的な副反応の報告状況を踏まえた上で、安全性において特段の懸念がないとの見解を示しており、また町としては、ワクチンに対する高度な専門的な知識や事例数が少なく、国の公表された情報を基に判

断しているところです。今後も国の動向に注意し、ワクチンの有効性及び安全性及び副反応の最新の情報を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長（七良裕 光） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、自席で起立して質問、答弁をしてください。

3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 当町の小中学校の児童生徒の視力については、全国平均よりも10ポイントほどいいということを知り、多少は安心した次第であります。小学校に関しては4年間で悪化している。

私、11月が学校開放月間ということで、町内の小中学校各校を見学に行きました。デジタル機器を、ある程度バランスも考えながら取り入れていらっしゃるのかなというふうに見受けました。必ずしもデジタルに偏った授業がなされているわけではないということは確認できました。

しかしながら、特に低学年を中心に、デジタル機器を使う際の、タブレットを使う際の姿勢等の指導をされてきているということでありましたが、実態はなかなか、そんなに指導どおり、小さな子どもができるはずはないですね。ちょっと座りますけれども、タブレットがあってペンがあって、こういう感じで、もう至近距離で使っている児童生徒も見受けました。

非常に、これは当たり前のことなんですけれども、電子機器を近くで長い間見ていれば見るほど視力が悪くなるのは、これは誰が見ても理解できるわけですね。そのことをしっかりと指摘されているウェブサイト、エポックタイムズ・ジャパンというのがあって、11月26日にこういう指摘をされています。

このデジタル機器を使用することによって、生涯にわたる重篤ながん疾患の基盤を築く可能性がある。ニューヨークの検眼医のデイヴィッド・タイさんという方が、博士ですけれども、未治療の小児近視が視力を悪化させるだけでなく、緑内障、網膜剥離、失明リスクを高めるというような警告をなされていると。多くの親は眼鏡で子どもの近視を十分治療できると信じているけれども、タイ博士は、近視が進むと眼球が徐々に長く薄くなり、他の重篤ながん疾患リスクを大幅に高めるというふうな指摘をされているようです。

同様に、国内の眼科医で上月直之さんというお医者さんがいらっしゃいます。この方

が、私、有料の動画コンテンツをいつも視聴しているんですけども、その中で全く同様の指摘をされていました。

我々一般人が考えているよりも、恐らく、かなり深刻な事態を招きかねないという、この可能性を指摘されているわけでありますが、この点について、教育委員会としてはどのように認識されていらっしゃるのか、もしくは、どのようにこの話を聞いてお考えになるのか、お答えいただけますか。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 桐山委員の御質問にお答えしたいと思います。

学校教育において、ICT教育が全てではございません。ですが教育にICTを活用することによって児童生徒が得るスキル、それから能力というものは、将来子どもたちが社会生活を営む上で、必要不可欠な要素であると考えています。

その中で陰の部分ですね、健康被害の部分につきましても、それはずっとタブレット等を至近距離で凝視をしていると、視力もしくは姿勢による健康被害、健康を害するということは、重々認識はしております。

その中で、9月でも申し上げましたが、姿勢の指導であったり、30分間タブレットを見ながらの学習をした後は少し遠くを見るとか、そういった指導も学校では行っています。また、発達段階に応じた使い分けもしております。低学年についてはタブレットも活用しますが、紙中心、それから中学生になるにつれて徐々にデジタルを増やしていくとか、そういった形で教育を、学校では行っていただいています。

ですので、そのマイナス部分ですね。マイナス要因を打ち消しながらプラス要素を拡充する取組を、学校でも現在取り組んでいるところです。できるだけそういった利点、ICT教育の、ICTの利点も踏まえながらマイナス要素を打ち消す、そういった取組をしながら学校教育に活用していくと、そういう形で行っております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） ぜひ、そのあたりしっかりと進めていただきたいと思います。

もう一つ、非常に気になる点がございます。すみません。その前に1つ、先ほどの上月医師が指摘されていたことの1つとして、近視をこれ以上できるだけ進ませないためには何が有効かということをおっしゃっていました。レッドライトというライトが非常に有効だと。このレッドライトというのが一番多く含まれるのは何か。太陽の光だとい

うことで、もう積極的に外遊びをすべきだと、このようにおっしゃっています。ぜひ、バランスをしっかりと取るためにも、今以上に外遊びの推奨を行っていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、最近の傾向から気になることは、児童生徒がタブレットを使って調べ物をするわけですね、検索ソフトを使って。最近の検索ソフトは、検索するとA Iが答えてくるといったパターンも多いんです。

A Iは非常に便利ですね。私も使いますけれども、極めて便利で、ついついA Iに頼ってしまう。児童生徒が年少時からそうやってA Iに触れて、A Iをある意味使いこなすような、そんな状況になってくると心配されるのが、同じくエポックタイムズ・ジャパンで紹介されているのが、M I Tですね、マサチューセッツ工科大学、アメリカの高名な大学ですけれども、このマサチューセッツ工科大学の研究では、A Iの使用で思考力低下のおそれがあるというふうに指摘されています。自分で考えなくても、A Iがどんどん、どんどん答えを提供してくれるわけですね。だから、もう自分で時間を使って自分の頭で考えてという機会がどんどん、どんどん奪われていくと。これはすごく私、危険だと思います。これは小さな子どもだけでなく我々大人にとっても、この世界にはまっていくと自分で考えなくなる、さらには集中力が低下するというような指摘も、別の研究でされています。

オハイオ州立大学のウェックスナー医療センターの実施した全国調査というので、20年前に人々は、コンピュータのタスクに平均2分半集中できていたと。現在はどうか。僅か47秒ということで、集中力は69%も低下しているという、こういう研究結果も出ています。どんどん、どんどん集中力が低下していく危険性をはらんでいるよと。

こういう話をしておいて何ですけれども、私自身もいろいろとデジタル機器を使ってきて、最近、集中力が相当低下しているなというのは実感しています。極めてこれはまずいなと、自分自身で思っています。デジタルデトックス、デジタルを遠ざける時間を積極的につくっていかないと、これは極めて自分にとってよくないなというふうに考えております。

こういった指摘もある中で、学校の教育現場でのこのデジタル機器の使用について、改めてどのように考えられるのか。教育長、いかがでしょうか。

○議長（七良裕 光）

中野教育長。

○教育長（中野卓哉）

桐山議員の今のお話、大変心配されるということは十分承

知しております。学校でもタブレット、家でもタブレットを見て過ごしていることに対して、本当にデジタルの世界にばかり浸っていて大丈夫かと心配する向きもあることは、もちろん事実です。

先ほど課長のほうからも答えましたけれども、タブレットを家に持ち帰った場合、小学校では8時から朝7時まで使えなくするスクリーンタイムを設定したり、それから家庭においてはスマホ使用のルールをこどもと一緒に決めていくという、そういう対応をしっかりとさせていただきたいなというふうにも考えています。

これらの指導について、こどもたちには教員から、タブレットの使用をするときにはこういうことを注意しないといけないよとか、こういうふうにしましょうと、姿勢も含めて、そういった指導はしています。保健だよりの中で養護教諭のほうで、少し先ほど言いましたスクリーンタイム、あるいは今議員からも少し紹介がありましたアウトメディア、メディア、テレビも含めてタブレット、それからゲームですね、こういうのを使わない時間、アウトメディア時間を設定する、それも家で、おうちの人としっかり話し合いをした上で決めていくという、そういうことについても啓発しているところです。

それから、先ほど生成AIのお話もありましたけど、これからの、我々も含めてですけども、生成AIを活用しない未来というのはないのかなというの思います。学校においても、生成AIをどういうふうに使っていくかについては研究課題でもあります。

近く大学の先生にお願いして、出前授業を、生成AIをどういうふうに使って使っていくか、また、生成AIを教員が使えば少し楽になる場合もありますので、業務の軽減というか、そういうことについてもどういうふうに使っていけばいいのかというあたりを、大学の先生に近々授業をしてもらおう、今予定にしています。

そういったことで、いろんな健康の被害もありますけれども、できるだけそういう健康問題が生じないような形で、学校のほうでこどもたち、それから保護者においても啓発をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（七良 光）                      3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己）                      今、教育長、保護者のお話もしていただきましたけれども、ぜひ、保護者の皆さんと一緒に取組んでいただきたいと。学校だけ、保護者だけというのは、これを私はちょっとよろしくないなと思います。学校と保護者が一緒になって取組んでいただきたいなというふうに強く思うわけですが、いかがでし

ようか。

○議長（七良裕 光） 中野教育長。

○教育長（中野卓哉） もちろん、これは私たちの生活全体に関わることだというふうに思います。こどもたちだけの問題ではない。大人も家ではスマホをずっと使っているという、そういう状況もあるようにも聞きますので、これはもうこどもたち、学校だけの問題ではなくて、保護者も一緒に考えていきたい課題であるというふうに思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 学校を見学させていただく中で、図書館なんかも見せていただいて、図書館の司書さんなんかともお話をしました。デジタル機器が導入されてから図書館の利用状況はどうですかという確認をしましたところ、ちょっとやっぱり減っているように思うと。具体的なデータを持っていらっしゃるわけじゃないとは思いますが、感覚的に減っているんじゃないかというような印象を持っていらっしゃるようでした。

私はこの、本までもどんどんデジタル化して行って、電子書籍という方向に移っていくのは、これは極めてよろしくないなというふうに思っていますので、正直な話、私の息子なんかはもう完全に、紙ではなくてデジタルの書籍のほうに移っちゃっています。もう止められないです。そうなるからでは遅いので、ぜひ学校での取組を強化していただきたいと思います。

もう一つ、学校見学をして気になったのは、児童がタブレット端末を持って、電子ペンをこういうふうに使って、こうやったりする場面も結構あったんですね。この持つてというのが、実は盲点かなと。

私、以前勤めていた会社で、35年ほど前に、アメリカのある宅配便の会社に対して当時の勤めていた会社が、これは世界で初めての、これぐらいのサイズの、もっとごつかったんですけども、機器を導入して、何のためかというと、宅配便は受け取りのサインを紙にするわけですね。でも、その紙が膨大な数になるから、クレームが出たときに、その紙を探すのに物すごい膨大な時間と労力をかけるので何とかならないかということで、受け取りのサインを電子的に取り込む機器を開発して、それを売ったんです。

5万人ぐらいのドライバーさんがいらっしゃいましたけど、その5万人ぐらいのドラ

イバーさんが使う中で、何と苦情が出てきて、最終的には会社を訴えた、そんな状況になりました。何かというと、クリップボード型のこれぐらいの機器を持って操作をしている中で、腱鞘炎になったと。これをもって会社を訴えて、さらには製造物責任、PL法ですね、製造物責任として、私が当時勤めていた会社も訴えられたわけです。

まさかそういうことが起こるとは、誰も思っていなかった。でも起こったんです。当時の機器、1.2キロだったか1.4キロだったか忘れましたが、それぐらいです。今、こどもたちが使っているのは数百グラム。規模は小さいですけど、でも、結構十分な重さがあります。

それを、使用頻度は抑えているとはいっても、どんどん、どんどんやっぱり使っていたら、目とかだけではなくてこういった腕、手首、そういったところにも影響を及ぼす可能性は、私は否定できないというふうに思います。ぜひこういった点も気をつけていただいて、指導を行っていただきたいなというふうに思うわけでありまして。いかがでしょうか。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 桐山議員御質問の、まず1点目、図書室の件でございます。

デジタル図書がタブレット等で見られる環境にあるのは確かですが、その中で教育委員会においても、学校と相談しながら、図書、紙の本ですね、紙の本を児童生徒に、図書室を利用していただいて図書室の本を読んでもらう。まずデジタルから離脱というか離れて、本を読む時間も大切だということで、今年度から図書館司書を1名導入し、月曜日から金曜日まで各学校を回って行って、図書の啓発であったりそういう活動も、学校と協力しながらそれはやっています。

それから、タブレットを持って腱鞘炎というお話ですが、タブレット自体は持ち歩いて体育で使ったりと、そういう、持ち歩いて使えるという利点もございます。ですが、先ほども申しましたが、タブレットを使ってばかりの授業をやっているわけではないです。また、そういったところについても姿勢指導であったり、そういった部分で、児童生徒にも啓発しながらやっております。学校では取り組んでいます。

その部分において、やっぱり図書にしても健康被害にしても、そういったバランスというのはすごく大事だと思います。そういった部分については学校も認識しております。そういった教育方針で、デジタルばかりではなく紙を使った、黒板を使った、ノー

トを使った、そういった、またそのほかにも課外授業で外へ出て行ってという部分もバランスよくしながら授業を行っていただいておりますので、そこら辺は御理解いただきたいかなと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） ぜひ、そのあたり、今私が申し上げたようなことも含めて現場の先生方とも共有していただいて、児童生徒を見守っていただきたいなというふうに存じます。

もう一つ気になるのが、これは東洋経済のサイトに出ていたんですけれども、「支援員が見た「クラスの半数がゲーム…」タブレット端末導入が引き起こした“授業崩壊”の実態」というような、衝撃的な記事があるんです。タブレットでゲームをしちゃってる生徒がいたと。これは紀美野町の話ではないですよ。こういう実態が報告されているんですけれども、紀美野町のほうでは、このあたりはどうですかね。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） まず、学校でのそういった事例は全くございません。タブレット、学校で使用しているICT機器で、授業によっては授業で活用する、学校の先生が授業で使えるゲームというのは、それはやっている場合があります。それはそういう許可の上で、ゲームを使って学習するという部分ですけれども、今おっしゃっているようなゲームばかり、遊びのゲームばかりをして学級崩壊、そういった事例は一切ございません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） まだまだ気になった点幾つかございますが、これはまた教育長室でもお話しできればなというふうに思います。この件、非常に重要なことなので、引き続きちょっと確認していきたいなというふうには思っています。

次です。紀美野町の職員数が、果たして足りているのかどうかというところですね。

先ほどの総務課長のお話では、組織体系の見直しであるとかDXですね、デジタル化の推進、あと業務委託、こういったものを組み合わせて取り組んでいると。超過労働、超過勤務なんかも減らすように、能力を高めるような研修なんかも取り組んでということでありましたが、実態ですね、令和4年度、5年度、6年度、それぞれどこの時点か

はお任せしますが、会計年度任用職員の方がどれだけいらっしまったのかという数値についてお尋ねします。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） まず、4年度から申し上げます。4年度が163人で、5年度が128人で、令和6年度が125人となっております。それぞれ、各年の4月1日現在の数字となっております。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、各年度の定年退職者数はどれだけいらっしまったんでしょうか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 定年退職者数は、令和4年度は1人です。令和5年度が3人です。令和6年度も3人となっております。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、定年前の退職者数はどれだけいらっしまったか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 途中退職者になりますが、令和4年度は9人です。令和5年度が6人です。令和6年度が11人になります。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、それぞれの年度の休職者数をお答えください。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） まず、令和4年度は7人です。令和5年度が5人です。令和6年度が4人となっております。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） ちなみに、各年度の正規職員数というのは、今把握されてますか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 令和4年度が181人です。令和5年度が184人です。令和6年度が189人となっております。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、それぞれの年度の総残業時間数、これはいかがでしょ

うか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） まず、令和4年度が1万8,563時間、令和5年度が2万3,816時間、令和6年度が1万7,285時間でございます。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） では、各年度の総人件費、100万円単位でお答えいただければと思います。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） これは職員数と会計年度も含めてでよろしいですかね。

まず、令和4年度が15億5,900万、令和5年度が15億5,100万、令和6年度が17億2,200万となっております。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 今それぞれの数値をお伺いする中で、やはりどうしても気になるのが休職者数ですね。令和4年度7人、令和5年度5人、令和6年度4人ということで減少傾向にはありますけれども、それでも7人、5人、4人の方々が休職されていると。

これは理由は様々な理由があると思うんですけれども、休職されているということは、心身ともに健康で働ける状況になかったと、現在であればないと、そういうことだというふうに理解しますが、そのような認識で間違いはないですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） もちろん、休職には様々な理由がございます。体調を壊す方もいらっしゃいますので、その影響で休職されているというものでございます。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 総残業時間もお答えいただきましたが、確認したいのは、サービス残業が行われているような、そういう実態はございませんか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 総務課の管轄するもの全て、超過勤務手当につきましては、伺いは総務課長を通して、副町長まで決裁するような形にはなっています。その部分についても漏れはないと考えてございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 何でこんなことを聞くかといいますと、私の会社員時代には、サービス残業は当たり前というような状況だったんです。三六協定がありますから、会社は従業員に一定以上の残業をさせちゃいけないわけですね。でも仕事はやらなきゃいけない、仕事せざるを得ないだろうということで、夜、もしくは休日に出勤して仕事をするわけですよ。でも、それをそのまま正直に申告してしまうと、会社としてはまずい。私、一度総務部長からどなり込まれたことがありましたから。何やってんだと。いや、でも仕事があるからしょうがないでしょうという話なんですね。

だから、現場の皆さんはそういうジレンマに陥っていらっしゃる可能性は、私はあると思うんです。表に出てきていなくても、そういった実態が見えていなくても。私自身がそうであったから、そういうふうに思うわけではありますが、この点についてはいかがですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 超過勤務は職員の心身の負担にはなるものと認識はしてございます。その関係もあって、現在、毎月課長会のタイミングで、それぞれの課の超勤状況というのを把握はしているところです。

例えば総務課であれば、その超勤状況に応じて、この間ですが、各職員の聞き取り調査等も実施はしております。その中で縮減できるような改善策がないかということで、お互いに検討しながら、現在、その試行をやりながら縮減に努めていると、そのような状況でございます。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 例えば緊急の場合なんかを除いて、LINE等のチャットアプリであるとか電話であるとか、そういったことで、休日にもかかわらず職員に業務上の連絡を取っているような、そういうことはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 状況にもよると思いますが、定時的なものは時間外には全くないという認識でございます。ですが緊急を要する場合であれば、もちろん、チャットツールを使いながら情報共有をするという場合もございます。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 総務課長もよく御存じだと思いますけれども、チャットとい

うのはすごく便利なわけです。つつい気軽に連絡を取ってしまう。それが業務時間外、休日であっても、緊急でなくても、それが人情だというものだというふうに私は思っています。

なので、原則としては緊急ということであっても、実態としてそういうことも十分あり得るんだろうなと、推測ですよ、いうふうに思うので、そのあたりも再度、現場の皆さんと情報共有、認識を共有して、オンとオフの区切りをしっかりとつけていただくようなことをやっていただければなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） もちろん緊急の事態のみという対応でございますので、自分なりに、発信するときには相手の立場のことをできるだけ考えながら、何を伝達すべきかというの考えながら情報発信はしているつもりでございますので、そこら辺、それぞれ所属長様にも情報共有をさせていただいて、共通の認識で対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 当町のような人口規模が非常に少ない地方公共団体と、もっともっと人口規模、数万、十数万、二十数万、それぐらいの人口規模を持っておられる地方公共団体では、全く職員の体制が違うわけですね。でも、行政サービスとしてやらなきゃいけないメニューは、基本的には同じなわけです。同じメニューを掲げて、住民の皆さんに行政サービスを提供していかなくちゃいけない。

先ほど由良町との比較もございましたが、由良町と紀美野町では面積が全く違うわけですね。そういうそれぞれの自治体、地方公共団体別の特殊な事情も、先ほど課長もおっしゃっていましたがけれども、あるので、全く同じような比較はできないけれども、でも、体力のある、財力のある自治体とない自治体、どちらも同様の行政サービスを行わなければいけない。

紀美野町であれば180名前後の正規職員及び、令和6年度ですと125名程度の会計年度任用職員、この限られた数で、ほかの大きな自治体と同様の行政サービスを提供しなくちゃいけない。これ、通常感覚で考えたら、1人当たりの職員の負荷というのは物すごくかかるはずなわけです。そのあたりについては、どのように捉えていらっしゃるんですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 先ほど1回目の答弁でもありましたが、あくまで類団というのは、もちろん数字は出てきますが、それぞれの自治体が抱える地理的な事情であったり行政サービスの提供する種類にもよって、それぞれ違う事情は抱えていますので、単純に比較して、その数字とどうだということを論ずるための数字ではないとは考えております。あくまで紀美野町独自の数字というものはありますが、何かの参考のためにということで、類似団体との職員数の比較というのは大切なものだと考えております。

もちろん大規模な自治体に比べれば、紀美野町の職員数は決して多いわけではございません。ですので、同じ行政サービスを担うにしても、できるだけ負担のかからないような形の取組というの、現在は行っております。

例えば、毎月切る光熱水費の伝票であったり電話代とか給与の支払いについても、できるだけRPAであったりそういうものを活用しながら、負担を減らすような形にも取り組んでおりますし、会議録の作成についても自動的に文字起こしのできるような、そういうふうなシステムも導入しております。あと、文書管理においても電子決裁、公会計においても電子決裁ということで、ふだん、今までは当たり前に使っていた時間をできるだけ縮減するというような形で取り組んでおりますので、そこら辺トータルで含めて、現在、行政サービスの維持ということに努めているというような状況でございます。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） いろんな形で、何とか行政サービスの提供をしっかりとやっていこうという形で取り組んでおられるのは、それは評価をもちろんいたします。

ただし、生身の人間はなかなかついていけない部分というのもあると思うんですよ。それがこの7人、5人、4人という休職者数に表れてきているのかなど。もしくは、定年前の退職者数9人、6人、11人、こういったところに表れてきているんじゃないのかなど。

退職者は数だけ、その分補充すればいいというものでは、もちろんないですよ。長年勤めていただいて、いろんなスキルや経験やそういったものを積んでいただいて、やってきていただいて、そういったものが全て失われて、全く新たな方が来て、一からやっていただかなきゃいけない。これは大きな違いなわけですね。数だけではこれは語れない。ここの部分についても、しっかりと注視していかなくちゃいけないと思います。

この定年前の退職者数が増えているという現状、もしくは休職者数が一定数いらっしゃるという現状というのをやはり重く受け止めて、人財、もう皆さん当然のこととして、

ジンザイは人の材料と書く人材ではなくて、人の財産と書く人財だというふうに捉えて  
いらっしゃると思うんですけども、人財をしっかりと育成して、働いてくださっている  
皆さんがやりがいと将来の自分の描いている夢の自己実現のためにやってくださる、  
そういうことができる労働環境を整えていかなきゃいけない、こういうふうに思います。

この定年前の退職者数、休職者数、こういった数字を踏まえて、再度、総務課長、い  
かがですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） もちろん休まれる方については、様々な事情があって休  
まれているとは思いますが、できるだけ働きやすい環境を整備するというのが私どもに求  
められているものだと、十分認識しております。去年、今年と、特に職員の研修にも  
力を入れています。よりよい、質の高い行政サービスを提供できるような、職員の質を  
高めるということでも一生懸命取り組んでいるところです。

プラス、職員のやりがいとか意欲というのを損なわせてはいけないというのも、十分  
認識はしております。ですので、できるだけその業務の効率化、役割の分担を明確にし  
て、職員自分自身の業務の達成感とか責任感を持って取り組めるような職場づくりをつ  
くっていかねばならないと認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 1点ちょっと申し上げたいことがあるんですが、DXを推進  
して効率化を図るということでありました。

デジタル化を進めることによって効率化が図れる部分もちろんありますけれども、  
デジタル化を推進することによって全体の業務量が増えるというマイナス面も実はある  
というふうに、私は認識しています。今までこれ、ここまで対応出来なかったけどこれ  
はしょうがないよねということで許されてきたものが、デジタル化をすることで、これ  
できるじゃないのと、DXでこれができるじゃないのと、やらざるを得ない。

そうすると、タスクそのものはコンピュータがやってくれるかもしれませんが、でも、  
それを最終的に管理するのは生身の人間の職員の皆さんなわけだから、その分の業務負  
担量は増えるわけです。だから、プラスの部分もあればマイナスの部分もあるというこ  
とをしっかりと認識してやっていただかないと、大きな落とし穴が待ち受けているんじ  
ゃないかなというふうに危惧するわけですが、この点についてはいかがですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） もちろんそのDXを操る、使いこなすというのは、職員に求められている資質ではあると思います。ですが、必ずしもそのDX導入が全ての目的ではありませんので、業務改善に結びつくものをDXとして、ツールとして使うというような認識は、職員全員が共通して持っているものだと考えておりますので、今後もDXを、あくまでそのツール、目的達成するための道具として活用していくということで進めさせていただきたいと思っております。

○議長（七良裕 光） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 先ほども申し上げましたけれども、働いてくださっている職員の皆さんは町の財産ですね。財産は一朝一夕には築けないわけですね。ですからしっかりと、今までも取り組んでいただいていますけれども、今まで以上に細部まで配慮をしていただいた上で取り組んでいただきたいなど。

本当にこの現在の町の職員数、会計年度任用職員も含めてこれが適切な数なのかどうかというのは、その都度その都度見直しをしていっていただきたいなというふうに思うわけであります。

では、時間もありませんので、次に移ります。最後、コロナワクチンのリスクに関してですね。ちょっとしゃべり過ぎたので、ポイントだけ申し上げます。

コロナワクチンの死者数、認定された死者数は1,049人、11月の20日の段階です。でありますけれども、実際はもっともっているというふうに、ちまたでは認識されております。実際、超過死亡数というのがあって、年々死亡する方の推計が出るわけですが、それよりも増えている。ワクチンを打ったタイミングから、どかんと増えている。

この数値は約50万人とも60万人とも言われるわけですが、ある一定の期間を基に、安倍内閣で内閣官房参与をされていた藤井聡京大大学院の教授が、統計、この方は統計のプロですから、統計の計算をされたそうです。様々な指標を用いてですよ。統計学のプロが出した、恣意的にはないですよ、出てきた、恐らくコロナワクチンによるものであろう死者の数というのは、計測期間というのはある程度限られているんですけれども、それでも7.4万人、7万4,000人と、こういう数値が出てきております。

このあたりをしっかりと、まずは我々、見ていかなきゃいけない。説明がつかない死

亡者数、超過死亡、統計的に見ると7.4万人、恐らくもっといるであろうというよう  
なことも言われています。

もう一点、最後にお話をしたいと思いますが、これは元国会議員の秘書で藤江さん  
という方がいらっしゃるんですけども、おかしくないですかということで、ずっとこの  
超過死亡に関して指摘をされている方なんですけれども、この方が御著書の中で、製薬  
マネーにまみれた審議会ということで指摘をされています。

令和6年3月12日の厚生労働大臣の記者会見の数値を拾っていらっしゃるんですが、  
厚生労働省の審議会というのがございますね。この審議会の委員14名のうち、製薬会  
社からの寄附金等の受け取りがあった委員は8名、14名中8名。参考人6名のうち寄  
附金の受け取りがあったのは3名。多くの方が製薬会社との関係を持っていらっしゃ  
ったと。これで本当にちゃんとした審議ができたのかということを指摘しておきたい。

以上で、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（七良浴 光） 以上で、桐山尚己議員の質問を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

休 憩

（午後11時47分）

---

再 開

○議長（七良浴 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（七良浴 光） 続いて、9番、向井中洋二議員。

（9番 向井中洋二 登壇）

○9番（向井中洋二） それでは2点、質問をさせていただきます。

南海トラフ巨大地震が今後30年以内に発生する確率を、政府の地震調査委員会が、  
これまでの80%程度から、60から90%程度以上に見直されたことを発表していま  
す。

これまで紀美野町も、自然災害を受けて様々な検証をされていることと思います。そ  
こで、事前の備えとしての備蓄物資の準備状況や管理状況、また避難所の整備等、町の  
考え方をお聞きします。

次に、のかみふれあい公園について。

平成12年にオープンしたのかみふれあい公園におけるパークゴルフ場、オートキャンプ場、バーベキューサイトやわんぱく広場、また野外ステージを併設した芝生広場、ふれあい館など、多目的施設の利用者や使用料の状況、また今後を見据えた町の考え方、この2点をお聞きします。よろしくお願いします。

(9番 向井中洋二 降壇)

○議長（七良浴 光） それでは、向井中洋二議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 向井中議員の1問目、防災対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、備蓄物資につきましては、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、発災直後から、住民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に整備を進めているところでございます。

平成26年10月に取りまとめられました和歌山県地震被害想定調査に基づいた本町の被害想定及び避難者数を基礎として、災害時の物資供給の時系列を踏まえ、計画的に配備する方針でございます。

具体的には、発災1日目は各家庭での備えで、2日目は町の備蓄で、3日目は県からの支援で、4日目以降は民間事業者との災害協定も含めた支援物資により対応する体制を想定しており、行政備蓄と外部支援を組み合わせることで、実効性の高い物資確保を図っているところでございます。

主な備蓄品目は、飲料水や食料、毛布、避難用マット、簡易トイレ、衛生用品、発電機、照明機材などでございまして、物資の更新につきましては、期限管理を含めた棚卸の実施や、日常使用によって循環させるローリングストックの考え方も活用し、効果的かつ計画的な管理に努めているところでございます。

また、備蓄場所につきましては、役場本庁舎、総合福祉センター、美里支所などの防災拠点施設だけでなく、少量ではございますが指定避難所にも分散して備蓄し、災害時に迅速に配布できるよう、体制の整備を進めております。

さらに、以前にも答弁いたしましたとおり、幹線道路の寸断による備蓄物資輸送への影響対策や、職員の参集困難時におけるマンパワー不足対策を解決し、避難者への対応

を早期に行うことができるよう、町内各地区の自主防災組織と連携した物資配布体制の構築について、現在検討を進めているところでございます。

次に、避難所の整備についてでございます。

本町では大規模収容が可能な施設が限られていることから、学校施設などに加えて、地域の集会所施設を指定避難所として位置づけております。地域の特性を踏まえ、徒歩でも避難できる場所を確保することで、より多くの住民の皆様が安全に避難できる体制の構築を図っているところでございます。

比較的規模の大きい避難所となる学校施設につきましては、学校運営及び避難所機能の向上を目的に、空調設備の整備をはじめとした環境改善を、町教育委員会と連携しながら計画的に進めているところでございます。

また、集会所につきましても、平常時の利用だけでなく災害時の避難所としての活用を想定した補修、修繕に努めており、設備の維持管理や使い勝手の改善を継続して実施しているところでございます。

今後につきましては、避難所としての機能を段階的に向上させるため、必要に応じて環境整備を行うとともに、学校及び地域団体との連携を図りながら、災害時に円滑に避難所運営が行える体制の強化に努めてまいります。

以上、防災対策についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長（七良浴 光） 吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長（吉見将人） 私からは、向井中議員の2つ目の、のかみふれあい公園についての御質問にお答えさせていただきます。

のかみふれあい公園は平成12年に開園し、平成27年度に約19万人が訪れていた来場者は、令和6年度には約13万人まで大きく減少してございます。それに合わせ、平成27年度に約3,600万円あった収益が、令和6年度には約2,200万円まで大きく減少しました。

収益が落ち込んだ主な要因は、収益の柱であるパークゴルフ利用者が、長期化した猛暑、近隣市町にパークゴルフ場が増設したことによる利用者の分散、定年延長等による新規プレーヤーが増えていないこと、そして、全国的に同じ現象となっているんですが、コロナ禍の後パークゴルフを再開するが、人が少ないということが原因だと考えてござ

います。

このような状況でございましたので、昨年より、国内の利用者だけでなく韓国からのパークゴルフの誘客に努めてございまして、これはパークゴルフだけではなく、町内の飲食や体験商品等、消費喚起につながるものとして期待してございます。

この実績でございますが、先月11月の23日から現在まで、まだ2回でございしますが、42名の韓国のツアー客にお越しいただいております、年度内にあと数回、ツアーが組まれることとなっております。

次に、ふれあい公園の集客力についてですが、当公園の施設が老朽化していること、近隣市町の公園には新たなアトラクションや注目度の高い遊具の設置により魅力がアップし、逆にふれあい公園の満足度が低下しており、集客力が低下しているのではないかと考えてございます。

さて御質問の、公園の今後を見据えた考え方でございますが、ふれあい公園は、町全体の観光客の3分の1を誘客する施設でございます。公園単独で集客し、収益を上げることが目的ではなく、公園が拠点となって、町内のベーカリーやカフェ、ジェラート、体験コンテンツへの客の流れにつなげている、間接的観光施設の機能を有していると考えてございます。その点からいいますと、ふれあい公園は生石高原やみさと天文台と並ぶ、町の魅力を象徴する重要なランドマークであると考えてございます。

今後、利用者に求められる公園とするためには、公園で開催されるイベント情報を発信し、子育て支援の視点や、障害の有無や年齢にかかわらず誰もが一緒に遊び、過ごすことのできるインクルーシブの視点を取り入れる必要があります。そして、わくわくする空間の創出と体験価値を高めることで、訪れたい、過ごしたいと思っただけの公園となれるよう、今後の運営や施設の改善など、計画的に進めてまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長(七良裕 光) 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、自席で起立して、質問、答弁をしてください。

9番、向井中洋二議員。

○9番(向井中洋二) 防災対策ということで、今、御説明をいただきました。

その中で、令和7年の3月議会でも一般質問を、このことについてさせていただきます

したが、そのときの防災対策として、役場の内部のほうで、いろんな形で見直しをされたところが多々あるかと思います。その部分について、ちょっと抜粋してもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 令和7年の3月議会では、より身近なところでの支援物資の備蓄ということで答弁をさせていただいたと思っております。

その後ですが、まず、保管施設の安全性についてどこが適切であるかという議論であったり、あと備蓄物資、食料品とかにはなりますので、衛生的な面も含めて、その管理体制の確保をどうするのかという問題であったり、保管場所の整備とか、あと光熱水費が発生しないか等の財政的な面での課題というものも検討はいたしたところでございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） その、以前に質問したときもですが、備蓄庫の点検作業というのは一年に一度行われているということでしたが、それは現在も変わりなくやられておりますか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 備蓄庫を回るタイミングというのは、このタイミングというのは決めておりませんが、一年に一回、できるだけ8か所の備蓄庫、それ以外のところでも回れるところは回るというふうなスタンスで、現在、点検などを行わせていただいているという状況でございます。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 先ほどの答弁いただいた中で、その指定避難所でも備蓄物資など、飲料水や食料類を少量ですがという感じですが、いろんなその地域の大きさにもよるとは思います、どの程度配備をしていただいているのでしょうか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 例えば避難所の備蓄の内容につきましては、防災ラジオであったり、ワンタッチのパーティションであったり、避難所の運営マニュアル、それから避難者名簿、それから避難所の開設中の看板であったり毛布、保存水、保存食などを配備をいたしております。

もちろんその集会場の大きさ、大小にもよりますが、なかなかその保存食というのは十分な数量ではないかと思えます。大体5食から10食程度の保存食を保管配備をいたしているというような状況でございます。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 以前にも、このことについてはいろいろと質問させていただいた部分でもあって、この5食から10食というのをもう少し増やしておかないと、寸断したとき、孤立したときのことを考えると大変な状況になるのではないかというのが、一番懸念されるところであります。そこのあたりはどうお考えですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 議員御指摘いただいているとおり、十分な量がないというのは現実でございます。ですが、なかなか賞味期限、消費期限のあるものですので、数量を増やすことは簡単なんです、その管理という面でも、ちょっと課題は残っていると思えます。

保存の仕方によりますが、できればローリングストックができるような形での保存のやり方がないのかということで、ちょっと現在、内部のほうでは検討を行っているところでございます。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） その部分をカバーするに当たって、地域にある自主防災組織なんかをフルに活用するというのが一番よいのではないか。それか、今一番ボランティアの団体としては、紀美野町に消防団という部分もありますので、そこで管理、保管をしてもらうという考えはどうですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） もちろんそれぞれの地域には消防団もございまして、自主防災組織も町内に22の組織がございまして、いきなりその全て、それぞれに管理をお願いするという事は、ちょっと受け手側の負担も大きくなることも予想はされます。ですので、どこら辺を私どもが管理を行って、どの部分をまた管理をお願いするのかというのは、今後まだちょっと調整はさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） その受け手側のことも、ここで今課長はそう言われていますが、この受け手側に一応声をかけるという作業をして、それでも駄目だということであ

るならば、ここで今みたいな答弁をしていただいて結構やと思うんですけども、それをされてはないんですか。

自主防災組織でもしっかりと自主防災に取り組まれている、いろいろな団体があると思うんですけども、それでもやってくれるというところを探してでも、やっぱりこういう備蓄のことはやっておくべきではないのかというのを感じるんですか、どうですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） こちらが願う立場でございますので、できるだけ負担軽減というのは第一にした上でお願いできればというのが、こちらの本音でございます。ですが、まだ自主防災組織に対しましても、この法案、このような形での提案というのは、まださせていただいていません。そこらにはまだ至っておりません。

議員おっしゃるように、一度提案してみてそれからというのも、もちろん考え方はございますので、そこら辺、ちょっとまた考えはさせていただきたいなと思っております。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 今いろんな形の中で、備蓄のものであっても、この役場本庁や美里支所、また総合福祉センターなど、そういう大きな建物があって備蓄されているところの近隣の方々というのと、やっぱり東西に長いこの町であればこそ、ちょっと山間部に行きますとそういうことの備蓄品のことで心配される方があると思うので、そのところはもう大至急、手を挙げてくれる団体がないかというのを探していただきたいと思っております。

その中で、先ほど発電機の話がちょっとあったので、発電機は以前に52基あると言われていましたが、そこは増減はどうですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 議会でも向井中議員から、いろいろ御助言はいただいているところです。ですが、まだちょっと既存の台数につきましては、変更なしの52台ということになってございます。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 52基、これも一年に一度ぐらいは点検を行っているという話の中でありましたが、その52基も、最初に購入されてから結構時間もたっているものがあるかも分かりませんので、その中で、今まで点検している中で不具合などあった機種というのは、一度もないのでしょうか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 特段その修理に至ったというものはございません。一応点検のたびに燃料を入れて、稼働するかどうかは確認した上で、またその燃料を抜いてという作業をやりながら点検を、現在はいたしているというような状況でございます。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 発電機を動かすことは可能であっても、その次の作業が一番大事じゃないんですか。発電機能がちゃんとできるとか、その部分についてはどうですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 今までは、発電機が動くことだけの点検をやっております。ですので電気製品の付随するようなものを接続してということは、現在のところでは行っておりません。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） それをしなければ、その発電機としての役割というか、そこが一番大事なところであって、やっぱりそこもしっかりとやっていていただきたいと思います。

それと、やっぱりそのガソリンエンジンだけでは、前も言わせてもらったんですけども、ガソリンだけではなく、やっぱり違うプロパンガスであるとか、そういった手軽な燃料といいますか、その元になる供給がしやすい、そういう発電機もこれからはどんどんと備蓄していくということはどう考えていますか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 燃料をガソリンに絞らずに電力供給できる手段としては、議員提案いただきました、例えばプロパンガスであったり海水、塩水であったりというのは、非常に有用なものであるとは考えております。

今後どの割合で何が適切なのかというのも、もちろん検討する必要がありますが、ちょっと今の段階では、すぐ整備するというような状況にはないことを御理解をいただきたいと思います。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 先ほども指定避難所の空調設備等のことがあったんですが、ここ自体が崩落などで停電をするという可能性もあることを考えますと、ただの空調設

備ではなかなか、避難所としての機能が果たせないのではないか。今、町ではどの程度のことで避難所の、学校はもちろん、これから進めていくということは分かるんですけども、そのほかの地点で冷暖房設備、自家発も含めて、そういうことを考えているところがあるんですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 現在、例えばその集会場であれば、日常の使い方の快適性プラス避難所における生活での快適ということで、エアコンは整備をさせていただいていますが、なかなか有事の際にエアコン分まで電力供給を賄えるような、そういう設備というのは、なかなか、どこもそういうふうな設備の導入には至っていないというのが現状でございます。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） この防災ハザードマップを見ても、主要道路が寸断されることが十分に想定されます。その中で、避難所に物資を届けることも難しいということもあると思いますので、そこも含めて町長のほうはどうお考えであるかというのを、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員からいろいろと御質問をいただいて、前向きな質問もいただいて、また、もっと備蓄に対する思いを進めていきたいと、このように思っていますが、有事の際ということであれば、紀美野では過去に大雪があつて、これは令和5年の1月でしたかね。それこそ連絡ができなくて、3日間内容が分からんというような、そんなこともございましたし、もっと前には本当に携帯も届かないというような、そんな事案もありました。

ですから、そういうこともしっかりと対応していくということで、さらに進めていかなければならないというような思いを持っておりますが、ただ、有事というんですか、避難所における空調設備は進めているところでありますが、全てのところで自家発というかな、そういうことまでは、なかなか今の段階では難しい部分があるかも分かりませんが、さらに指定避難所の施設の充実はしっかりと図っていきたいと、こういう思いでございますので、いろいろとまた御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 次に行きたいと思います。

それでは、さっきのふれあい公園ですが、公園の利用者の実態調査等、少しはやっていただいているというのが説明では分かりましたが、あと、もうちょっと具体的に、アンケート調査で利用頻度や満足度、要望など、聞き取りなどの具体的なニーズに応えるような把握は、どういう形でやられていますか。

○議長（七良裕 光） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 最近は少し離れてはおるんですが、コロナ禍において来ていただいた方にアンケート調査をしたことがございました。皆さん全員が回答することは難しいので、ピックアップして何人かという形ではあったんですけども、そういった中から、ここにベンチがないであるとか、そういったニーズであったり、パークゴルフ場のところの木が減ったのとか、そういった様々な意見をいただいて、それを向こうの職員に伝えて対応していただけるように、またはうちのほうで準備できるものは準備して、対応できるような形では努めてございます。それ以降のアンケートについては、今のところ行ってはございません。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 生の声をいただくということで、アンケート調査などをやっぱりしていただいて、情報収集をしっかりとさせていただきたいと思います。

そこで、またふれあい館、物産展示販売コーナーが令和7年8月末をもって撤退をされ、また食材供給コーナー、キミノズカフェも、令和8年の3月をもって撤退予定と聞いております。そこの後をどのように考えておりますか。

○議長（七良裕 光） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） ありがとうございます。物販がまず撤退され、今年度末で飲食店、キミノズカフェのほうで撤退する形となっております。

町としていろいろ、まず物販のところをどういうふうにして利用できるかというのを考えました。そういった中で、ふれあい館自体の面積が非常に狭いという部分がありまして、今回、実はもう今月中・下旬あたりから募集をかけさせていただいて、2月末ぐらいまでの間に募集をかけまして、そこで飲食であったり物販であったり、様々な提案をしていただいた中で選考させていただき、4月または5月ぐらいから経営を始めていただけるように、現在努めて、準備しているところでございます。

以上でございます。

○議長（七良裕 光） 9 番、向井中洋二議員。

○9 番（向井中洋二） これからの産物の販売コーナーであるとか食材供給に当たっては、なかなか難しいところがあるかも分かりませんが、ふれあい公園の近くに県立動物愛護センターという、動物と触れ合う、そういった施設もありますので、その近くに、今はやりのドッグランのような大きな施設をつくっていただいて、そのお客さんをこのふれあい館でくつろいでいただいたりとか、そのグッズなどを売ったりとか、そういうような展開も併せて考えていくようなことはどうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 御提案ありがとうございます。

実は、ふれあい公園のもう一つの魅力と申しますのは、動物愛護センターが隣接していることだと考えてございます。来場者は家族連れの、小さなお子さんを連れてこられる方が多いことから、ふれあい公園に来て、その隣に行くと動物と触れ合うことができる施設があるということは、非常に大きい位置づけであると思っております。この2つの施設が、議員おっしゃるように連携して取り組んでいくことができれば、以前の来場者の状態にまで回復させることができるのではないかと考えてございます。

ふれあい公園の位置づけではございますが、こどもたちが生き生きとわくわくして遊べるような空間の創出とか、パークゴルフであったりバーベキュー、キャンプであったり、多世代で触れ合える場の提供というのを考えてございまして、動物愛護センターの設置条例には、動物愛護の精神の高揚及び動物の飼育に関する指導を目的としている施設とあります。

この施設は県の施設ですので、うちからどうというわけにはいかないんですが、町からの働きかけとなるかとは思いますが、以前うちの町でも、ふれあい公園にドッグランをつくったらどうだということで町長から提案していただいたことがございましたが、やはりその場所がないという問題、それから芝生広場にドッグランをつくった場合に、犬の毛、それからふん尿、そういったことから衛生管理上の問題が出てくると。そこでこどもたちが弁当を食べたり遊んだりするわけですので、ちょっと難しいということがございました。

議員おっしゃるように、実は近年の公園では、ドッグランを設置したことによって客がすごく増えたという実績もございますので、そういった部分を、できればうちとしては、動物愛護センター側につくっていただければなと思っております。

そういったことで、もしできれば、今後においても同ふれあい公園の飲食、それから物販と動物愛護センターが、そういったドッグランをつくるなどの連携によって、地域のにぎわいと町内の経済の活性化の拠点となるように取り組んでいきたいと考えてございますので、議員の皆様のお力もお借りしながら進めていければと考えてございます。以上でございます。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） 今いただいたんですが、なるべく私どもも頑張っていきたいと思いますが。

それと、このわんぱく広場の「冒険ノアディ城」の遊具なんですが、25年も経過していることから、老朽化が相当進んでいるのではないかと。部分的な修繕工事は行われると思っております。それでも、やっぱり子どもたちの安全性を考えれば、新しくいろんなことを整備していくというのも一つの方法かなと思うんですが、そこは町の考え方としてはどうですか。

○議長（七良裕 光） 吉見産業課長。

○産業課長（吉見将人） 実は、遊具については結構前から懸案事項でございまして、議会でも予算をお認めいただき、何度も改修をしてございます。ただ、もう25年経過して、もう復旧、一部改修というのが非常に難しい状態にまで来てございます。

そういったことから、できれば予算、財源となる補助金を探しながら、何とか早く改修し、ほかの公園と見劣りのない、また逆にうちの町がトップになれるような遊具を設置するなど、そういったこともちょっと検討しつつ取り組んでまいりたいと、担当部署のほうでは考えてございますので、また御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（七良裕 光） 9番、向井中洋二議員。

○9番（向井中洋二） そうですよ。整備には多額の予算というのは、もうどうしても必要になってくると思いますので、そこで企業版ふるさと納税ということに取り組んではどうかというのを御提案して、町長のお考えをお聞きして、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員からいろいろ提案いただいて、企業版のふるさと納税も、もちろん取り組んでおります。

今いただいている、そのふれあい公園の今後、これをどうしていくかというのは、2

5年経過しているのも、本当に老朽化は否めない。しかしながらノアディ城というのは、あそこ大きな大きなシンボルでもありますので、簡単に取ってしまうということはちょっと考えてはない。しかしながら、代わるものを何かしていきたいという思いはずっと持っておりますので、その財源をどうして見いだしていくかというのは私たちに与えられた課題でありますので、それを今しっかりと、財源を見つける算段をしております。その財源がうまく見つければ取り組んでいきたいと、そういう思いでございますので、また御理解、御協力いただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 以上で、向井中洋二議員の質問を終了いたします。

続いて、2番、中原和也議員。

（2番 中原和也 登壇）

○2番（中原和也） それでは、議長のお許しを得て質問させていただきます。3問あります。

紀美野町のブランド化及び将来ビジョンについて。

人口減少や財源縮小が進む中、本町が持つ森林資源、自然環境、子育て支援、有機農業などの強みを生かし、どのように町としてブランドを確立し、将来ビジョンを描いていくのか。その考え方と町民に示す時期、方法、さらにビジョンに基づいた施策の再構築、事業見直しの必要性について、町長の見解を伺います。

2問目、選択と集中による行財政改革について。

紀美野町の経常収支比率は、近年90%台後半で推移し、自由に使える財源が極めて限られています。町長はこの状況をどのように分析し、今後の財政運営においてどのような改善を目指しているのか。財政の硬直化が続く中で、新たな政策展開を実現するための具体的方策（事業の重点化、再配分など）をどう考えているか伺います。

3問目、里山保全（草刈り等）と有機・自然栽培農業推進について。

紀美野町において、草刈りに関する行政負担は年々増加しており、道路、河川、空き家、農地など多方面で、里山管理が町の財政、人員に大きな負担となっています。また、高齢化、空き家の増加によって住民が自ら草刈りを行うことが困難となり、地域全体で持続的な里山保全体制の構築が求められています。

一方で、世界的な情勢変化の影響により、化学肥料の原料の多くが輸入依存である日本の農業は、不安定さを抱えています。特にリン鉱石やカリウムなど、肥料原料の9

5%以上が輸入に依存している現状や、コロナ禍、中国との関係緊張、ロシア情勢による価格高騰を踏まえると、地域内で持続可能な農業を育てる有機・自然栽培農業の推進の必要性が高まっています。

こうした里山保全と持続可能な農業という2つの課題は、環境負荷低減、生物多様性保全、地域資源の循環利用など多くの点で共通しており、まちの将来像として両立的に進めるべき政策分野と考えています。

以上、課題認識を踏まえ、里山保全（草刈り対策等）及び有機自然栽培農業の推進について、町の現状と今後の方針を伺います。

（2番 中原和也 降壇）

○議長（七良裕 光） それでは、中原和也議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

高田企画管財課長。

（企画管財課長 高田真孝 登壇）

○企画管財課長（高田真孝） 私のほうからは、中原議員の1つ目の御質問、紀美野町のブランド化及び将来ビジョンについての御質問にお答えいたします。

現在、本町では、令和8年度末に計画期間が満了となる第2次長期総合計画に続き、第3次長期総合計画の策定を進めています。人口減少や少子高齢化、人材確保の困難さといった社会情勢の変化を見据えながら、今後のまちづくりの方向性を明確にし、持続可能で魅力ある紀美野町の実現を目指すための重要な指針となるものです。

次期計画の策定に当たっては、町民の皆様との対話を大切にし、地域の声をしっかりと反映させることを基本姿勢としています。令和7年度には町民の方を対象としたタウンミーティングを開催し、町民アンケート、中学生アンケートを実施することで幅広い世代から多様な御意見や御提案をいただき、現在取りまとめ中となっています。これらの声は、町の現状や課題を把握する上で貴重な手がかりとなり、今後の計画づくりの土台として活用してまいります。

令和8年度には役場各課へのヒアリングを行い、行政内部の視点や専門的な知見を加えながら、町の将来ビジョンを具体的に描いていく予定です。将来ビジョンに基づき、個々の施策や事業の方向性についても、各課との協議を通じて丁寧に精査し、必要に応じて見直しや再構築を行ってまいります。

特に、本町が有する豊かで美しい自然環境や森林資源、安心して子育てができる子育て

て支援体制といった地域資源は、他の市町村にはない大きな強みです。これらの魅力を最大限に生かしながら、自然とともに安心して暮らせる安心の町、子育て世代に選ばれる町としてのブランドを確立していくことが、今後のまちづくりにおいて重要なテーマとなります。

町のブランド化は単なるイメージ戦略にとどまらず、紀美野町の価値を再認識し、町民一人一人が誇りを持って暮らせる環境を育むための取組です。町民と行政が共に歩みを進めながら、紀美野町の魅力を内外に発信し、選ばれる町としての存在感を高めていくことが求められています。

なお、第3次長期総合計画は来年度末に町議会へ提案させていただく予定で、その後、町ホームページに公表し、町の未来に向けた方向性と取組を広く共有してまいります。今後も町民の皆様とともに地域の可能性を引き出し、次代へとつながるまちづくりを進めてまいります。

以上、簡単ではありますが、紀美野町のブランド化及び将来ビジョンについての答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 高田真孝 降壇)

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

(総務課長 曲里充司 登壇)

○総務課長（曲里充司） 中原議員の2問目、選択と集中による行財政改革についての御質問にお答えをさせていただきます。

当町の過去3年間の経常収支比率は、令和4年度96.7%、令和5年度98.3%、令和6年度98.2%で推移してきました。議員御指摘のとおり、高い水準で推移しているところです。

経常収支比率は財政の硬直化を表す重要な指標の1つであり、町税や普通交付税といった毎年の経常的な収入に対し、人件費、物件費、公債費といった毎年の経常的な支出の割合を示すものでございまして、数値が高いほど財政構造に弾力性がないことを表しています。

この経常収支比率を改善するには、町税などの経常的な収入を増やすか、あるいは人件費、扶助費、公債費といった義務的な経費を減らすこと以外に方法はございません。以上を前提に考えますと、人口減少により町税の増加を見込むことは難しい状況にあり、普通交付税におきましても人口減少による基準財政需要額は減少する中で、今後、普通

交付税の増加を見込むのは難しい状況と考えております。

歳出においては、当初予算において個別査定方式を採用し、経常経費の削減に努めておりますが、近年の物価高騰による人件費や物件費の上昇が続いており、単なる経費削減だけでは対応できない部分も出てきております。

合併直後は約1万1,000人だった人口は、現在、約7,500人と減少が進み、高齢化率も50%に迫っている中で、従来どおりの公共施設やインフラ設備の維持管理を続けるだけでは、収入に対して支出が上回る構造であるため、経常経費は増加していく一因となっております。

一方で、高齢化が進む本町におきましては、高齢者福祉の充実は引き続き重要である一方、将来の担い手である子どもたちへの投資も、同様に欠かせないと考えてございます。限られた財源の中でこれらの施策をバランスよく実現するためには、新たな財源の確保と併せて、既存事業の取捨選択や委託事業・補助事業の費用対効果の検証、公共施設の維持管理や職員数の見直し、さらには元利償還金の繰上償還といった、より根本的な改革に取り組む必要がございます。

その上で、ふるさと納税の寄附拡大は経常的な収入の改善につながる大きな可能性を有しており、こうした自主財源の確保に努めつつ、地方債への依存度にも十分留意しながら、持続可能な行財政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上、選択と集中による行財政改革についての答弁とさせていただきます。

(総務課長 曲里充司 降壇)

○議長 (七良裕 光) 吉見産業課長。

(産業課長 吉見将人 登壇)

○産業課長 (吉見将人) 私からは、中原議員の3つ目の、里山保全と有機・自然栽培農業の推進についての御質問にお答えさせていただきます。

環境省によりますと、里山とは、原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこととされ、農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて、環境が形成・維持されてきたものとされてございます。

さて、御質問の里山の草刈りでございますが、里山の農地や里道などに限らず、住宅密集地でも隣接する土手・空き地などにおいても草刈りが行われていない場所がございます。議員がおっしゃいますように、人口減少や高齢化により草刈りが行われず、景観

の維持が困難になってきていると考えてございます。

まず、農地の草刈りでございますが、農地法の第2条の2に、「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」とされ、農地所有者自身による適正管理が義務づけられてございます。加えて、耕作が困難な場合であっても、草刈りなど最低限の維持管理が必要とされてございます。

そのため農業委員会では、草刈り等管理が行われていない農地が周辺に迷惑をかけている場合で、地域住民から農業委員会に通報があった場合、所有者に連絡し、農地の適正管理をお願いしてございます。また、道路の草刈りですが、雑草や雑木が通行に支障を与えている箇所は、和歌山県と町建設課において対応してございます。

次に、個人所有の空き地の草刈りにつきましては、地域住民から連絡がございましたら住民課から土地所有者に連絡し、改善するよう依頼しているところでございます。

続きまして、有機・自然栽培農業の推進についてでございます。

当町では昨年、有機農業と特別栽培農産物の耕作を推進するため、紀美野町有機推進協議会を設置し、国などから補助金の受入れ体制を整え、「NPOきみのゆうき」を先頭に、町内で有機農業の推進に取り組んでございます。

引き続き、町内の有機農業の拡大や人材育成などを推進していただき、町内で作られた安全・安心の地産地消の有機農作物が、町内のこども園や学校給食で活用されるよう、生産量を増やし、耕作品種の拡大に努めていただければと考えてございます。

そのための支援につきましても、町では農業経営支援事業補助金や、それから農業担い手育成事業を活用していただけますので、引き続き慣行農業の維持とともに、有機農業の拡大に支援してまいりたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(産業課長 吉見将人 降壇)

○議長（七良浴 光） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時24分)

---

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時25分）

○議長（七良裕 光） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、自席で起立して、質問、答弁をしてください。

2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それでは、1問目の再質問に入らせていただきます。

なぜこのような質問をしたかといいますと、紀美野町のそのブランドですね。紀美野町のブランド力をもっと上げたいと、前々から思っています。というのは、今、日本全国、子育て移住というのがはやっていきまして、都会の人がよりよい環境の田舎に移り住んで子どもを育てたいということが、非常に多くなっています。

その中で、せっかくこの紀美野町のような森とか自然、環境が本当にいいところなのに、それがうまく宣伝できていないということがあって、こういう質問をさせていただきました。

これまで町運営において、安定した財政管理に努められた点は理解しています。しかし今は、現状維持型から、未来への投資をどう描くかが問われる時期に来ていると思います。現在は少子化、人口減少、税収減が同時進行しており、町の資源、森、農、食育、生活、子育てを未来の形へ再配置する時期が来ていると思っています。

それで町長は、子育て県下一を今でも挙げられていると思います。ただ、子育て県下一の中で強いインパクトとなった学校給食無償化というのは、もう今後、全国で標準化します。そのため、強いアピール力にはならないと思います。

その代わりになる次の一手ですね、子育て県下一になる次の一手。今までは給食無料化というのがすごくインパクトがあったんですけども、それに代わる一手として、町がどの価値を強くしてブランド力を上げていくのかというのを、3本柱ぐらいあれば教えていただきたいです。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 中原議員からいただいた質問、本当にありがたいなと思っております。

町のブランド力をどういう形で発信していくかというのは、大きな大きな課題であると思っております。紀美野町は本当に豊かな自然があって、人が温かいということがあって、多くの方が移住に来られていますし、もっともっと、さらに来られる方を増やし

ていきたいという思いもありますし、言われた子育て移住であるとか、また教育移住、そういったものも目指していきたいなと思っております。

そのためのいろんな環境というのは、かなり紀美野町は本当に整っている部分があるとは思っておりますけれども、これに甘んじているわけではなくて、新たな施策ということ、今議員もおっしゃってくれましたけれども、今やっている施策もかなり他の市町村に比べれば突出しているかなと思っておりますし、やり過ぎということもどうかという部分もありますけれども、これをしっかりと、今これからまた長計もつくっていく中でしっかりと考えていきたい、そういう思いもありますし、最初におっしゃった、町のいいところをもっともっと全国的に発信していくということの大切さというのは十分認識しておりますので、これについては今、取り組んできておりますけれども、もっと、例えばSNSを使って情報発信していきたいという思いがありますので、それはしっかりと進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 給食無料化というのは紀美野町だけじゃなくて、ほかの市町でもやっていました。そこでいろんなところから差別化を図るためにいろんな取組をして、当然、今町長が言われたように、紀美野町でもいろんな施策をやられてたわけですが、ただ、もうだんだんその給食無料化も標準化になるように、みんな標準化になってくると思うんです。

そこで一步ぬきこんでた、何かこれといった子育て施策を、まだ完成じゃなくてもいいので、今考えているものでもいいので、何か、いつどんな形でこういう施策で子育て支援するんだという、他の市町村と違う部分というのは考えておられるんですか。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 具体的にはまだまだ申し上げることはできない、しかしながら、そういったことはこの町の将来を考えていく上で大変大切なことでありますので、そこらはしっかりと進めていきたいという思いがあります。

それと、先ほど答弁の中で、タウンミーティングのこともやりました。高校生の世代の方々にもタウンミーティングに入っていて、そういった高校生の方々の10年先をということに対する若い世代の思いというのは、我々、我々といったらおかしいな、本当に若い人たちは10年後、紀美野町に、一旦高校生は大学とかで県外に出るかも分

かりませんが、県外に出たとしても帰ってきたい、そうした魅力をしっかりと政策に反映していただきたいなという、そういった意見もありまして、これは本当にやっぱり、若い子どもたちの思いというのはそういうところにあるんだろうなということもしっかり認識いたしましたので、そういうことも含めて紀美野の子育てということをしつかりと考えて、まだまだ具体的なことは言えませんが、しっかりと考えていきたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 私もタウンミーティングに参加させていただきかけたんですけども、参加させていただけなかったもので、ここで提案させていただきたいです。私はずっと有機農業を提案していたので、次の一手として、学校給食の有機米100%化、これを提案したいです。

森林・農業・食育が近いこの町だからこそ実現可能であり、こどもの人数も少ないのでやりやすいと、前から言っていたと思います。子育て県下一の看板にも整合性があると思います。この施策について、町長、どう思いますか。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） ただいまいただいた意見は、一昨年のたしか12月の議会の際にも提案いただいて、しっかりと取り組んでいきたいと思いますということをお答えさせていただいております。

教育委員会もそういうことで今取り組んでいただいておりますけれども、なかなか具体的に、じゃあそれが確保できているかどうかというのはちょっとまだまだ疑問なんですけど、そういう思いはずっと持っており、そういう形で取り組んでいきたいというのは全然変わってございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 別に僕も町長の施策を批判しているわけじゃなくて、常に紀美野町のことを思って僕も真剣に言うてるんですけども、子育て県下一を本気で実現するには、事業を横並びにするのではなくて、要は何々課、何々課という、ただ並べているだけじゃなしに、その効果の大きさとか子育てと教育の一致度、将来世代への貢献、そういったことなどの基準を、優先順位を見直す必要があると私は考えています。こう

した評価の視点を庁内で共有する考えはありますか。要は、1つの目標に向かって、こういうふうにしていこうよと、課だけじゃなしに、町全体として何か基準というもの、それこそスローガンのものを。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 小さな町であるからこそ取り組める、できることもある中で、今ずっとおっしゃっていただいた子育て支援の、この件について申し上げれば、令和4年の3月議会でそういう宣言をして、4年度にはそうした推進本部というのをつくって、それに全庁的な皆さんにそれぞれ入っていただいて、全庁的な取組でこれを考えていきましょうねとあって、いろんな施策を検討して、今、実施に向かっているところでありますので、役場、我々とすれば、大きな課題があったときには当然縦割りじゃなくて、全庁的な取組で事業に取り組んでいくというスタンスは全く変わってはいませんので、そこらについては、議員が心配していただいているような縦割りではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） そうですね、この1問目の質問の最後になるんですけども、町長は財政に強いというふうに思っています。その視点こそ武器になると思います。人口減少で財政が厳しい中で、そういう町の将来を考える上で、どこに投資して、どこを維持して、どこを縮小すればいいかというのを、本当にもう今から考えていかなあかん時期に、ちょうど小川町長がまた2期目を迎えてくれたので、これからの財政運営で最も注意すべき視点を、1つだけ挙げていただけますか。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員からいただいている2問目の質問の中にも、財政的な話もたくさんございまして、議員の皆さんもよく御承知のことと思いますが、紀美野町の財政というのは、決して決して豊かではない。それは、議員が言われた経常収支比率も含めて、財政力指数というのが0.2そこそこしかないということで、2割しか自主財源がないというような見方になるわけで、8割は依存財源で財政を運営しているという、そういうものであります。

また、いろんな公債比率であるとか、いろんな財政的な指標を見ていただいたら、本当に脆弱な財政でやっているんやなということが、もう本当に明らかになっておるとこ

ろであります。そうした中でも、やはりやっていかなければならない。町民の幸せであるとか町の発展を考えて、いろんな事業、施策を進めていかなければならないし、進めていっております。

そうしたときに、やはり一般財源というのは少ないわけですから、財源をいかにして獲得するかということも大きなところでありますので、いろんなアンテナを高く上げて、ここにはこういう、うまいこと使えば補助金なり財源があるよとか、こっちでは、少し頭をひねればうまいこと使えるとかいった、そんな柔軟な思考で財源をしっかりと確保して事業を進めていくということが、我々にとっては大変大事な、大切なことであると思うんです。

財政が豊かなところでは、多分そういうことまで考えないんだろと思いますが、我々はそこをしっかりと考えて考えて、事業をするためにはどうしたらうまいこと財源確保できるかというあたりが、大切なところだと思っております。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 町長、ありがとうございます。

次の質問に移ります。2問目、選択と集中による行財政改革についての再質問をさせていただきます。

総務課長より、最近の経常収支比率は98%前後で推移しているという話がありました。ただ、令和6年度に関しては財政調整基金で5.4億円、繰越金で4.35億円、臨時財政対策費で0.9億円、10億円以上が一般財源の水増しとなっているんですけれども、そのために98%まで押し下げられているというふうに思うんですけれども、この過年度財源を大量に一般財源を繰り入れることで一時的に押し下げられている数字なんですけれども、これらを除いた真水で計算すれば、経常収支比率は100%を超えると思はるんですけど、どうでしょうか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 財政的なルールに基づいて計算をいたしたところ、先ほど答弁させていただいた数字、例えば令和6年度であれば98.2%、これは、どの自治体も同じようなルールに基づいて、経常収支比率を算定するルールに基づいて算出した数値となっております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 財政調整基金は、令和4年度で14億円から15億円ぐらいの間で推移しています。令和5年度では12億ぐらいありました。令和6年は8億5,000万、財政調整基金で、結構使われたんですね。

繰越金で、令和4年で1億5,000万、令和6年では4億3,000万ほどあって、3倍に膨れ上がっているんですけども、それが全部経常収支比率のほうの引下げにつながっていると。このまま、さっき言っていた過年度財源を続けていくのか。どういう、今後、数字だけを合わせるためにそれをやっているのか。

財政的に、先ほど町長から言われたように、本当にこの紀美野町は厳しいのは分かっているんですけども、ただ数字だけを見直すんじゃなしに、根本的にどうしていくのか。例えば財政調整基金を、今回、令和6年度は結構使ったと。でも今後、どういうふうに立て直すとか、そういう計画はあるのかお聞きします。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） それぞれ、中原議員おっしゃっていたように、例えば財政調整基金の残高については変動が生じます。どうしてもそのときの財政事情に応じた繰入れを、適切に行った結果と考えております。

もちろん財政調整基金の残高につきましては多いに越したことはございませんが、どうしてもそれぞれ、そのときの財政事情に応じた使い道には充当すべきものと考えておりますので、どの数字が財政的に適切な数字かというものは、現在のところ持ち合わせておりませんが、大体现状のままの推移というのは心がけながら、財政運営を務めているところでございます。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） もう数字の話はいいです。また改めて聞かせていただきたいです。

財政の硬直化は単なる数字だけの問題ではなく、財政運営の持続性に直結します。職員数が減る一方で事業は増え、過負担は深刻化しております。先ほど同僚議員の質問の答弁にもあったように、類似団体の中では多いほうやと。けど、職員は過負担でしんどいと。その証拠じゃないですけども、中堅職員の離職も増えていっていると。

やはり僕は職員にかかる負担、要は町民は減って行って財政も減っていくけれども、事業だけが残って行って、残った職員でそれを全部カバーしていかなあかんという、非常に苦しい状況が出てきていると。それは今に始まったことじゃないと思うんですけども、

ども、このような静かな離職危機をどのように認識されているのかお聞きします。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 先ほどの他の議員の御質問でもありましたが、多分離職する理由につきましては、それぞれいろんな事情があって離職に至ったものとは考えております。その一因に財政的な要素があるかどうかは、ちょっと分かりかねる部分がありますが、どうしても財政力の弱い町ですので、限られた財源の中でどのような形がベターな投資になるかということを考えながら、現在、財政運営に努めているという、そういうふうな状況でございます。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 現場では上司から効率化、住民からは丁寧な対応という板挟み構造が生じています。これは個人の努力で解決する段階ではなく、明らかに構造の問題だと考えます。この点についてどう認識されていますか。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 要は、例えば職員の仕事量が多い、しんどい。言うたら、荒くなります。さっき課長から能力を上げていくという話があったけれども、仕事量が多かったら、広く浅くになってしまうんですね。仕事がもうちょっと少なくなれば、もうちょっと丁寧な対応が町民にもできると思うんです。

1個1個、町の仕事でも町民に対する仕事でも、量がもう少し、1人の職員に対する仕事ももう少し少なくなれば、うまく、効率よくもなるし、より丁寧な仕事にもなると思うんですけれども、ただ、そうっていない。要は、次がどんどん、もういろんな職員で回していかなあかんという、言うたらあっぷあっぷになっていると思うんですけれども、そういうところをどういうふうに改善していくのを考えているのかお聞きします。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 中原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの他の議員の御質問ともかぶるところもありますが、その職員が担う業務について、まず、ノンコア業務・コア業務という区別の意識というのが、非常に必要になってきます。その職員でないと担えない業務、別にほか、例えばアウトソーシングすることによって代替が利く業務、そこら辺を取捨選択しながら、例えば包括業務委託につきましても、そのような業務の1つの手段ではあると考えております。できるだけそうい

うふうなことも総合的に考えながら、今の行政サービスを維持しているというのが現状でございます。

○議長（七良裕 光） 中原和也議員。

○2番（中原和也） 職員もやっぱり守っていかなあかんと、本当に強く思います。せっかく育ってきた、言い方は失礼ですけどやり手の職員が離れてしまう。これは町にとっても非常にもったいないです。まだ若い職員に対しても、これから育てていかなければいけないという仕組みづくりも必要です。

職員を守り、行政を持続可能にするため、事務事業を残す、見直す、発展させるという整理が必要だと思います。選択と集中を進める必要があると考えるか、見解を伺います。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） こちらも1回目の答弁でもあったんですが、本町におきましては、毎年度、当初の予算編成とは別に、庁内で事務事業評価というのを実施しております。その評価というのは、既存事業について、例えばその効果や効率を精査、確認するとともに、必要に応じて見直しなどを図っていく、そういうふうなタイミングとしても設けております。

もちろん新規事業についても、その実現性とか財政、住民への影響を検討する上でその事業が導入可能かどうかというような、そういう判断をする場として、事務事業評価というのを現在設けておりまして、その結果をそれぞれの当初予算に反映をしているというような状況でございます。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それでは、見直すというのは、結局廃止にした事業もあるということですか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） ちょっと手持ちの資料が前年度の分ではないですが、廃止もしくは休止に至った事業も、その中にはございます。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） では、毎年そういうふうに新たな事業が増えたり、なくしていく事業があるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 毎年度というわけではございませんが、もちろん廃止という提案もありますし、事業縮小という提案もあります。その反面、見直しを行ったり、現状維持もしくは事業拡大というような、そういうふうな事業の評価結果になっているものもございます。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） いろいろ調べている中で、10年ぐらい前、年数ははっきりしていませんけれども、実際に事業仕分をもっと大きくやられたというのをお聞きしました。ところが、よく言う事業仕分ですね、実際には実行できなかったというのをお聞きしたんですけれども、それは本当でしょうか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） ちょっと自分にはその記憶がないんですが、事務事業評価は10年以上前からスタートして、毎年度各課の提案をいただいて、その上でそれぞれ、事業ごとに評価を行ってきたというものでございます。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 各課からの提案ということであれば、各課の課長の責任の下というふうに聞こえてしまいます。私は、事業仕分というのは町長が先頭に立って、先ほどの話じゃないですけれども、こういうビジョンを持ってこういう事業をやっている、これは残したいけれども仕方なくやめようという、最前線の職員が、この事業は要らないとかこういう事業が欲しいと言うのは分かるんですけれども、その責任の元は町長であるべきだと私は思います。

事業を廃止にするのは課長じゃなくて町長、実際に課長がしたとしても、それは町長が全て責任を持つんだというぐらいの事業仕分を大きくやっていかないと、私はこの先の紀美野町はどんどん衰退していくというふうに考えるんですけども、毎年やっている各課からの提案じゃなしに、もっと全課、みんなでそういう話、もしくは課長を抜いて補佐以下でそういう話をしたりとか、もっとボトムアップできるような仕組み、真剣に事業仕分を考えないと、もたないと思います。

これから残す事業、廃止する事業、これから新たにやっていく事業をもう少し、失礼ですが本気に、もっと真剣に取り組んでいくというお気持ちはあるのかお聞きします。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員からいろいろおっしゃっていただいて、本当にありがた

い。事業仕分ではなくて事務事業評価というのは、10年、もう少し前からやっていて、これは本気でやっている事務事業評価で、全ての職員がきっと関わっていると思うのは、各課でやっている全ての事業が対象です、これは。

そんな中で、やっているけれども、その効果であるとか、町民がどのぐらい関わっているとか、いろんなことをなかなか僕の立場では全部把握できないですから、それはそれぞれの職員が、自分が担当している事業についてのペーパーでもって上がってきて、それを我々で最終判断します。

もちろん新規の事業についてもそこでしっかりと協議して、この事業についての効果であるとか、さっきから出ている財源はどうであるとか、そんなこともしっかりと効果を検討して、これはやっぱり町にとっていいことやな、やっていこうかというような新規事業がそこで決まっていくということです、その中で継続していく。しかし一方で、もういいかな、役目を終えたかなというような判断もしているものでありますので、この事務事業評価、この制度というのは、我々はしっかり取り組んでいる大きなところであります。

もう一つ、職員の話の中で、職員組合というのはもちろんありますので、我々は職員組合の役職の方々とはいろんなことで議論もいたしますし、職員の仕事上、職場環境の改善なんかも上がってくれば、当然しっかりと協議して、職員の人の仕事しやすい環境づくりをしっかりと努めていっているということでありますので、職員が一丸となってこの職務に邁進できるような、そうした思いで取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） やっぱり最前線で働いている職員が一番事業のよしあしも分かっていると思うし、町民の皆さんの声を一番聞く方たちだと、私は思います。その方たちの声を聞いて、本当に真剣に要る事業、発展させていかなあかん事業とか、もうこれはいいだろうという事業を、本気でやる仕組みを新たにというか、もう一度、今やられているのであればバージョンアップしたような形でやっていくというのは、見解をお願いします。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 十数年前からやってきていますので、これはもう毎年のようにやっているものでありますけれども、きっと職員の方々は異動で担当も変わっていつ

ておりますので、新たな視点でいろんなことをしっかりと見ていただいているというふうに認識しております。

その上で我々のところへ来たときには、真剣に、もちろん関係担当職員も入った上で、のやり取りをやっていきますので、それをもっともっとしっかりと続けてまいりたい、このように思います。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 職員のやる気、先ほど同僚議員からもありました、やる気とかいうのは、やはりそういう声を上げたときに、そこを聞いてくれたとか、ある程度反応がないと、もう言う気もなくなると。やはり打ったら響くようなシステムにしないと、私はその今やられている会議とかそういうのは、意味がないんじゃないかと疑ってしまいます。

やはりそういう、もっと響く、成果が出る、職員の皆さんに成果が出る形が見えるようにしていくことが大事だと思うので、その辺はまたいろいろ考えてやっていってもらえたらなと思います。

当然、町でそういうことをやっているの、最も事業量の多い教育委員会、教育課も例外ではないと思います。やっぱりその要る事業とか、もう見直さなあかん事業とかいろいろあると思うんですけども、教育現場では、行事、大会、部活動指導、地域連携、放課後対策など、もう年間を通して業務が山積みです。土日勤務、長時間労働、持ち帰り業務が常態化していると。非常に大変だと。私もイベントごとに、教育課の誰かと会うと。本当に大変だなと日々思うんですけども、業務量と人員のバランスが破綻に近づいているという現場の声もあります。その現状をどう受け止めておられるのか、率直な認識を伺います。

○議長（七良裕 光） 中野教育長。

○教育長（中野卓哉） 中原議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、教育委員会のイベント、行事というのは大変多うございます。学校は、平日は子どもたちが学ぶ、土日にいろんな別のイベントがあつてそこにも参加して、それに対して教育課の職員が運営に行くということで、中でも生涯学習分野のイベントというのは、本当に休日で多うございます。

私の経験している中で、例えば夏祭りであるとか、ふれあいマラソンであるとか、そういうイベントについてはできるだけ、外部委託にできる業務については外部委託を

していくという、そういう方針で、ここ、多分数年は来ていると思います。

その成果というか一端だけお話しさせていただきますと、夏祭りにつきましては、行事、花火の打ち上げを前日にしたりとか、あるいはシャトルバスをもう出さないようにしたとか、駐車場を少なくしたとか、そういう見直しの結果、例年、当日の職員の出役といえますか、それが50人ぐらいだったんですけど、それが去年度で半減、28名ぐらいで、今年もさらに駐車場の警備ですね、交通警備、そっちのほうを削減しまして、さらに10人ぐらい減らしていると。だから去年、今年で三十数人は減らしたんですけども、そういった見直しをしています。できるだけ職員の負担軽減に努めているということです。

それから、今後、職員の働き方改革も含めて、今議員のほうからもありましたが、可能な範囲でイベントの見直し、あるいは集約も含めて、しっかりと検討していかなければならないというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） いろいろやっておられると、既にやっておられるというのはよく分かりました。今後も職員さんの意見というのを聞いて、毎年やっているからとか、慣例でやらざるを得ない事業があると思います。でも、今後のことを見据えてもう一度みんなで考えて、思い切ってやるのも、決断するのも、教育長の判断によると思います。

町全体の行政も大変ですけど、やっぱり町の未来を担うこどもたちは教育長にかかっているんで、その判断、その教育長の下で働いている職員さんたちが仕事が面白くないとか投げやりになってしまうとこどもたちに悪いので、そこは真剣に、これからの事業見直しというのを考えていただけたらなと思います。

それで、また戻りますけれども、事業の優先順位を判断するには、施設の老朽化や更新費用を把握する、固定資産減価償却を含めた財産台帳が不可欠です。町として同様の認識でよろしいでしょうか。

○議長（七良裕 光） 曲里総務課長。

○総務課長（曲里充司） 今の施設に係る費用の把握は、もちろん大切な要素ではありますので、中原議員おっしゃる要素も非常に大切だと認識はしてございます。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 以前、多分今年の6月だったと思うんですけども、固定資

産、減価償却を含めた財産台帳を令和8年度までに整備を完了させると、町長から答弁いただきました。現時点での進捗状況を伺います。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 固定資産台帳の整備につきまして、今現在アドバイザーというのを国から派遣していただいて、その指導を仰ぎながら進めている状態でございます。町長が申し上げた8年度中にはということで、その目標に向けて進めている状況でございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） よろしくお願ひします。

改革には、先ほどから何回も言いますが、現場の声が不可欠です。職員が安心してやめるべき業務を提案できる、職員参加型の業務見直し会議を、次年度中に施行する考えはありますか。お聞きします。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 今、突然提案いただいた、それについては、だからしっかり考えていきたいと思いますが、今やっていることについては、これはしっかりと進めてまいりたい、このように思っておりますので、いただいた意見等については一回考えてみますね。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） この質問が最後になります。

財政と職員体制の両面に限界が迫る中で、改革に踏み出すかどうかは町長の覚悟です。職員と町の未来を守るために、選択と集中による財政改革をやっておられますけれども、さらに強いものにするか決意を伺って、この質問の最後としたいと思います。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） もちろんその覚悟で、この職を今務めさせていただいているところであります。大変厳しい財政状況、脆弱な財政状況の中でやっていかなければならないことはたくさんたくさんありますし、課題もたくさんあります。そういった必要な事業を進めていく、また課題もしっかりと乗り越えていきたい、そうした思いで覚悟を持ってやっているところでございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） それでは3問目に移ります。里山保全と有機・自然栽培農業の推進についてです。

草刈り対応は町民ニーズが年々増加しており、町としても一定の負担になりつつあると理解しています。総務省が示す地域公共サービス実態調査によれば、全国の中山間地域で、生活環境維持の最重要課題は草刈り等の環境管理であると回答した自治体が、78.4%に上っています。また、和歌山県内でも日高川町、かつらぎ町など複数の自治体が、草刈りを高齢化課題の上位に位置づけています。

紀美野町も例外ではなく、草刈り依頼件数、道路維持管理費、委託費は増加傾向にあります。決算の数字を拾って、計算が合っているかどうか分からないですけれども、紀美野町は全ての草刈りで4,000万から5,000万ほどかかっていると、自分で拾って計算したんですけれども、そのようになっています。非常に年々増えていっている状況にあります。

その草刈り需要の増加に対応するため、住民主体の草刈りを支援する補助金制度や支援枠組の創設について、より踏み込んだ検討を行う意思はありますか。お聞きします。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 御質問にお答えさせていただきます。

草刈りに関しましては、先ほど議員に4,000万というところをおっしゃっていただいたんですが、ちょっとごめんなさい、町全体というお話なんです、うちの所管、企画管財課で所管で取りまとめて、草刈りの発注をしたり入札したりというのがありますが、そこで道路の維持の草刈りと合わせて大体800万ぐらいというのは、ちょっと認識しております。もちろん水道会計とかそういったところはちょっと除くんですけれども、そういうぐらいの費用はかかっているのではないかなというふうに考えております。

それから、地域の方々にといいことで、草刈りは基本的に今現状、シルバー人材センターにお願いしたり、または入札で地元の企業さんにお願いしたりということをやっているんですけれども、また、それとは別に、地元の団体にお願いして協力していただいて、その方々でやっていただく。もちろん報酬はお支払いさせていただくんですけれども、そういう形で現状、草刈りについては対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 草刈り補助をする補助金制度をつくるのか、そういう検討をしてほしいとお聞きしたんですけれども、要は何でこういうことを言うかという、今、高齢化で、もう草刈りもできないという高齢者の方も増えてきています。もう草刈りが嫌で移住しよう、もう出て行こうかな、紀美野町から出て行こうかなという人も出てきています。

そういったことも対応していかなあかんし、先ほど吉見課長からあったように、田んぼの草刈りをするだけでも町の見た目もよくなる、景観がよくなると、そういった意味で、町がやっている草刈りだけじゃなしに、民間の普通の家の草刈りさえもできない人のための補助金、田んぼを持っているけど自分じゃ何もできない、誰かつくってくれる人もいない、草刈りをやってくれる人も周りが高齢化でできないといったときに、そういう草刈りに対する補助金をつくるつもりはないですかとお聞きしましたので、もう一度お願いします。

○議長（七良裕 光） 高田企画管財課長。

○企画管財課長（高田真孝） 草刈りの補助金ということですが、初めてちょっと今お伺いしたので、すぐに回答ができないのが実情なんですけれども、おっしゃる個人の、自分の土地に生えている草を刈るのに補助金を出せないかというようなお話だと思うんですけれども、そこはちょっと今聞いたところなので、何とも答えられないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ここでネックになってくるのが、財源やと思います。先ほどから財源、財源と言われていたので、そこで私が提案したいのは、企業版ふるさと納税です。

先ほども同僚議員からあったように、企業版ふるさと納税は、法人住民税最大9割、法人事業税最大7割、法人税最大6割が控除され、実質給付負担は1割以下という、非常に強力な制度です。

内閣府の発表では、令和4年度の制度利用企業数は全国で1,953社、寄附額は約203億円だったのが、令和6年度では全国で8,464社、寄附件数は1万8,457

件、寄附額は約631億円と、過去最高を更新しています。近畿圏でも、和歌山県、奈良県、兵庫県などが積極的に受け入れています。

また、草刈りや里山保全を企業版ふるさと納税にしている自治体は既に存在し、秋田県は里地里山保全事業、奈良県天理市は里山再生事業など、既に複数の先行自治体があります。したがって、紀美野町が草刈り支援制度を創設する場合、企業版ふるさと納税と組み合わせることで、財源問題を大きく緩和できます。

そこで伺います。草刈り支援制度の財源として、企業版ふるさと納税を活用することについて、町長はどのようにお考えですか。お聞きします。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） ありがとうございます。今、中原議員がいろいろ調べてくれたいただいた案というかな、これはもうしっかりいただいて、ちょっと一回しっかりと熟慮したいなと思っております。

そういうやり方があるということも今教えていただいたこともありますので、一方で本当に困っている人というのがいらっしゃるというのも重々承知しておりますので、それがうまいこと解決できるような方法があれば本当にいいなと思いますので、しっかりと研究したいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） ぜひお願いしたいと思います。

町長、それで寄附を集めるための条件があります。単に草刈りだけを対象にする単体事業だと、企業から見た社会貢献価値は限定的で、寄附が集まりにくい傾向があります。実際、紀美野町でも企業版ふるさと納税をやっておられますけれども、そんなに多くはないというふうに認識しております。

しかし、里山保全、有機農業推進、オーガニック学校給食、ジビエ活用、この4本柱を総合事業としてまとめると、寄附獲得力が飛躍的に高まります。だからこそ、総合事業として設計する必要があります。

根拠1、SDGsの複数項目を同時達成。SDGsの2、3、4、12、13、15、17、7項目同時に貢献する、最強のパッケージです。企業の寄附判断の最大の要因はSDGsとの整合性であり、特にこども（教育）、環境、地域循環は最優先テーマです。企業版ふるさと納税の寄附を最も集めやすい構成です。

根拠2として、文部科学省は、学校給食への地場産食材、有機食材の活用を推進。令和5年度には有機農産物を給食に導入する自治体が278市区町村あり、現在も増加しており、国も支援しております。

根拠3として、有機農業推進法は2006年、平成18年に制定された法律で、有機農業の推進に関する法律第1条は、有機農業推進を、国及び地方公共団体の責務と定めます。加えて、農林水産省が定めたみどりの食料システム戦略では、2050年までに耕地の25%を有機農業化することを目標としています。

根拠4として、ジビエ活用は捕獲意欲の向上と個体管理に寄与することが研究、政策で示されており、獣害低減に向けた実効性の高い施策の1つと位置づけられています。捕獲圧を上げ、地域循環につながり、SDGsにも適合します。この4本を組み合わせることで、企業が寄附したくなる地域循環ストーリーが完成します。

そこで伺います。草刈り、有機農業、オーガニック給食、ジビエ活用を総合的にまとめた、これは私が名前をつけたんですけれども、里山サステナブルモデルタウン紀美野総合事業として地方創生計画に位置づける方向性について、あるかないか、見解をお聞きします。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） ただいま、4点をパッケージにした総合的な計画をというふうにおっしゃってくれてますが、ここでちょっと答弁は控えさせていただいて、しっかりとそれも研究してまいりたい、その上で答えを出していきたいなと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 2番、中原和也議員。

○2番（中原和也） 企業版ふるさと納税は、本当に、この総合事業を仮に採用していただいたとしても、職員をほとんど使わず、紀美野町の財源も使わず運用することが可能な、すごくいい事業になると、私は確信しております。

その職員に負荷をかけないシステムとして、公募型委託業務にするという形を取れば、先ほど私が言うていた事業仕分のことについても整合性が合うし、本当に町の負担なく、しかも企業からお金を頂いてそういうことができるという、すごく画期的な事業になると思うので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うので、前向きに検討するかどうか、もう一度町長からお言葉をいただきたいです。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） ありがとうございます。しっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 以上で、中原和也議員の質問を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

休 憩

（午後 3時19分）

---

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時31分）

○議長（七良裕 光） 続いて、6番、埴谷高夫議員。

（6番 埴谷高夫 登壇）

○6番（埴谷高夫） それでは、一般質問を始めます。大きく4点ですか。

スポーツ公園についてちょっと訂正がありますので、調査委員会と書いていますけれども、選定委員会の誤りです。すみません。訂正します。

それから、基礎設計の大幅な変更という、この質問は、ちょっと時間の都合でやめます。

それでは1点目の、やすらぎ園から始めたいと思います。

紀保福第1303号、これが福祉課長から発出されています。これは全体的に私、非常に不十分で適正性に欠けるという認識でいます。全体の問題を問う前に、詳細についてちょっと確認したいので、それを受けてから全体の問題通して問題点を指摘したいと思います。

まず1ページ目、1の内容の下ですね。1のところの、令和7年で始まるところです。

ベッドへの臥床の声かけに応じなかった高齢者とありますけれども、ベッドに座る前はどうだったのでしょうか。それはどのようなケアが行われて、ベッドに座ったということになっているのでしょうか。それをお伺いします。

それからその下の、下半身だけ持ち上げて無理に臥床させたとありますけれども、それは具体的に、ちょっと教えてもらえますか。向こうの議会でもやりましたけれども、もう一度お願いいたします。

それから、その下の自己の都合で臥床を強要したとありますけれども、この自己の都合というのはどういうことでしょうか。ここでは職員Bですね。Bとなっておりますけれども、Bの自己の都合を教えてください。

それから、その下の事業所の不適切な対応の内容の①ですけれども、この時点では、原因不明の皮下出血というふうになっています。原因不明の皮下出血、この時点ではこれでいいのか。

そしてそれが、ちょっと先に行きますね。それから5行目、Bの介助が原因であることを家族に伏せていたとあります。これは、なぜそういうことになったのでしょうか、お伺いします。

それから次に、見守りカメラの映像で、その下ですね、当該職員Bによる乱暴な介助を確認したとありますけれども、これは先ほどの原因不明の皮下出血が、これで原因が分かったということで理解していいのでしょうか。

それから次に、Bを同フロアで、約1か月間近く勤務を継続させたと。なぜこういうことが起こったのでしょうか、お伺いいたします。

それから2ページ目に行きまして、3行目。翌朝まで故意にコールマットの電源を切ったということが確認されています。それは、この1回だけなんのでしょうか。過去にもこういうことがあったのでしょうか。そういう調査をしたのでしょうか。1回だけとは考えにくいので、過去の動向を知りたいと思います。

それから、そこから3行目、全員でケアの方針を共有化ができておらず、とあります。全員でケアの方針を共有化できていないとは、どういうことなんのでしょうか。おっしゃってください。

その次、チームケアを提供できない環境にあると、そこにもまた出てきます。それについても、どういうことでしょうか。

それからその下の④番のところ、乱暴なケアが虐待につながるという認識が事業所には薄く、非常に重大な問題を指摘されています。どういうことで薄いと判断されたのでしょうか。

それから、これは3枚目ですけれども、家族の理解を得るとあります。家族の理解を得るとはどういうことでしょうか。

それから、発生原因の分析を施設に任せています。それでいいのかどうかというのは、非常に私、疑問だと思います。この施設に非常に重大な問題があって、もうケアそのも

のが崩壊していると、指揮系統、命令系統も崩壊していると。そういった中で、何をこの施設に求めているんでしょうか。そういうことをお伺いして、次の質問に入りたいと思います。

次に、スポーツ公園のリニューアル、その前の9,000万円の件ですけれども、町は負担金を出していますから、9,000万円と比べると僅かですけれども、今後どのように考えているんだと。先ほど、財政に明るいとは言いませんでしたけれども、私は町長さんは財政に明るいのだらうと思っています。ところが9,000万も残すと、そしてそれを繰り越すというようなことをされているわけですが、そういうことに何も意見がないのか。町として意見がないのかということ、どうこうせえというのはないですよ、意見がないのかということをお伺いしたいと思います。

それからスポーツ公園ですけれども、KIMINO STUDIES株式会社、長いのでSPCとします。SPCがなぜ契約相手先となったのかということをお伺いしたいと思います。どのような資料に基づいて、誰がSPCの適格性を判断したのか。適格性ですよ、を審査したのかということをお伺いします。

それから太陽光ですけれども、太陽光は、これは前にもやりました。2回目です。資料をお渡ししましたように、100ボルトの電源を提供いたしますというところに下線を引きました。これは、業者が出した全ての事業所についていたものです。

次のページで、梱包されたパソコンの写真を載せています。これ、写真では分かりませんが、パソコンで拡大すれば、このSUN2000-4.5KTL-NHL2、SUN2000というのが出てきます。これがそのものです。その隣にある設置されたパワーコンディショナー、これですね、これがこれの写真です。

次、めくってください。このパソコンの仕様はどういうものであるかというのを、ここに書いています。HUAWEIの物で、4.95キロワットのパワーコンディショナーという写真です。

次に載っているのが、4.95キロワットは同じく、自動運転と書いています。先ほどの自動運転がないと。自動運転があるのは、こういう下に箱がもう一つついたやつ。値段も全然違います。これが9万9,000円ですけれども、こちらは十三万幾らする機種です。自立運転がないんですよ。

先ほどの写真に戻ってもらったら分かるように、設置されたパワーコンディショナーは、この下に箱がついているものではありません。そやから自立運転がないんです。そ

やのに住民課長さんは以前に、業者に確認したところ、自立運転はできます、ついていきますということでした。もう明らかについていないのが分かっている今となつては、どうという答弁をなさるのか聞きたいと思います。

1つ抜けました。エネルギー条例、再エネ条例についてお伺いしたいと思います。

再エネ条例の10条の2項1号に、管理者というのが出てきます。この管理者というのはどういうことをする、何をする人なのかを具体的に。この太陽光ですよ。具体的に教えてもらいたいと思います。

それと、5号にある保守点検及び維持管理に係る計画というのがありますけれども、この保守点検や維持管理等、これは管理者は関係性があるのかどうかというのをお伺いしたいと思います。

以上です。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長(七良浴 光) それでは、埴谷高夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

森谷保健福祉課長。

(保健福祉課長 森谷善彦 登壇)

○保健福祉課長(森谷善彦) それでは私のほうから、埴谷議員の1つ目の御質問、特養やすらぎ園虐待事件について、それから2つ目の御質問、一部事務組合の構成町としての負担金についてお答えします。

埴谷議員のやすらぎ園の虐待事件について、保健福祉課長名でやすらぎ園の施設長宛てに、虐待の事実確認調査の結果の報告を、去る10月9日にさせていただきました。報告の内容についての御質問ですが、経過を先に簡単に述べさせていただきます。

8月16日に特別養護老人ホームやすらぎ園で、横になるよう促してもベッドに座ったまま応じてくれない利用者に対して、職員が上半身を支えず下半身だけを持ち上げ、無理に寝かせました。室内カメラの映像でははっきり分かりませんが、利用者が前日に皮下出血を起こしていなかったことから、この行為により、恐らく利用者は壁またはベッド柵に接触し、利用者の右側の側頭部及び右手の甲の部分に皮下出血ができるという事案が発生しました。

このことによる施設側からの通報が9月17日にあったため、高齢者虐待防止法に基づき、当該利用者の安全確認を行った上で、やすらぎ園に対して事実確認調査を、9月

の19日から30日にかけて、行いました。

調査は関係書類の確認のほか、事案が発生した4階フロア全利用者、4階フロア勤務の全職員及び介護士長、看護師長及び施設長、施設次長への聞き取りでございます。その結果、当該職員が1名の高齢者への虐待を確認しましたので、虐待認定を行い、10月9日付でやすらぎ園施設長に対して、事実確認調査の結果通知とともに、改善計画書の提出を求めました。また、同日に和歌山県にも調査結果を報告したところです。

なお、当該職員による他の利用者への虐待や、他の職員による虐待の事実は、この調査では認められませんでした。

このような経過の中で、高齢者の虐待対応をしている保健福祉課のほうで調査をして、その結果を施設長へ報告したものでございます。

埴谷議員のこの関連の質問について、1つずつ説明させていただきます。

虐待を行った職員は、8月16日午前7時15分に4階のユニット室内において、ベッド柵の臥床、寝ることですけれども、声かけに応じないということで、もともとは車椅子でその利用者をベッドのそばまで連れてきて、ベッド柵のベッドサイドに一旦座らせました。その後、ベッド柵に座ったまま高齢者がなかなか寝てくれないという状況が、何度か職員と利用者の中でやり取りがあったんですけれども、なかなか寝ることを拒んだ利用者に、無理やり、上半身を支えずに下半身だけ持って、無理に寝させたということでございます。

質問の中の、自己の都合でというのは、当日はその職員は、8月の15日から16日にかけて夜勤勤務をしており、一人体制で4階フロアの利用者を見ていましたが、他の利用者から押しボタン式のスイッチでのコールがあったが、虐待された利用者についてはなかなかベッドに横になってくれずに、他の利用者からのコールへの対応を急ぐがあまり、適正な介助の仕方をせずに無理に寝させたということで、この事案が発生したということでございます。

その次の、利用者の右側の側頭部及び右手の甲の部分に、原因不明のという書きぶりをさせていただいておりますが、原因不明というのは、先ほど言わせてもらったんですけれども、室内カメラの映像もこちらのほうで確認をさせていただいて、無理やり寝させたということは確認をさせていただいたんですけれども、はっきりと、壁またはベッド柵に接触したかどうかというのが、映像カメラではなかなか確認されていなかったということから、原因不明と表示したところでございます。

それから、当該職員Bの介助が、虐待した職員の介助が原因であることは伏せていたという表記については、なぜ、その原因を伏せていたのかについては、こちらについては分かりません。

それから、事業者は見守りカメラの映像で当該職員、虐待した職員による乱暴な介助を確認した後も、というのは、映像カメラをほかの職員が、皮下出血が起きたので、なぜこの皮下出血が起きたのかということで、後に見守りカメラを確認して見ていくうちに、虐待した職員が無理やり高齢者を寝させたことによる映像を確認したということでございます。

なお、約1か月近く勤務を継続させた、虐待後も同フロアで1か月近く勤務を継続させたということについては、事実について表記させてもらったものでございます。なぜ1か月近く勤務を継続させたのかについては分かりません。ただ、事業者は当該の虐待された高齢者を保護する立場にあり、この対応については不適切と指摘しております。

続いて、利用者はコールマットを利用していたんですけれども、虐待をした職員は、前日の午後11時頃にコールマットを切っております。過去にこのコールマットを切ったのではないか、あったのかという質問でございますが、本人からの聞き取りについては、なかなかちょっとこの場で言いづらいんですけれども、なかったということで聞いております。

それから、全職員でのケアの方針を共有化できておらずという表現については、この施設に入ってもケアプランというものを立てております。このケアプランについては介護サービス計画書のことで、ケアプランは介護を必要とする方がその人らしく可能な限り自立した生活を送るための支援方針や、解決すべき課題、提供される介護サービスの目標であり、内容をまとめたものでございます。この部分がきちんと共有できておれば、このような、コールマットの電源を切るということにはつながらなかったのではないかとございます。

それから、乱暴なケアが虐待につながるという認識が事業所内には薄く、という表現につきましては、何人かの職員がカメラ映像を見て、不適切なケア、乱暴なケアをしている事実確認を行った後も、虐待の通報義務があるにもかかわらず、そのまま1か月近く施設内で報告もない状態であったことから、不適切なケアが虐待につながるという事実関係の認識が薄かったと考えております。

それから、今回の結果について、改めて職員等への詳細な聞き取りによる再確認を行

い、その結果について、利用者及びその家族に対し説明、理解を得るということについては、高齢者虐待法においては事実確認、通報された内容について事実かどうかということを中心として調査をいたしますので、あったかなかったかということについて確認をする作業でございまして、家族に対して理解を得ることについては、十分、施設側として必要な項目であると考えております。

それから、発生原因を分析、共有ということについては施設に任せ切りではないかということですが、もちろん町としても支援はするんですが、先ほど言わせてもらったとおり、高齢者の通報があった場合、事実確認を行うことがまず前提となります。

改善計画を基に、高齢者が安全で、それから高齢者の権利利益の擁護を目的に調査をして、その高齢者が安心して施設で生活できる状態に持っていくのを目的としているものでございまして、施設の改善部分、それから分析については施設側で十分に情報を再度聞き取りをするなどして、分析する必要があると考えております。1点目の質問、特養やすらぎ園虐待事件についての説明でございます。

続いて、一部事務組合の構成町としての負担金についてお答えします。

海南海草老人福祉施設事務組合は、特別養護老人ホームやすらぎ園の運営に関する事務を海南市と共同で処理するために設置された、一部事務組合です。組合経費は、施設の介護サービス、利用負担金、補助金、寄附金などのほか、組合構成市町の負担金の収入をもって運営されております。

町の負担金については、以前は令和2年度までは、やすらぎ園建設のための借入金返済が多かったため、負担金も約2,200万円ありましたが、借入金の返済により、令和7年度は86万4,000円で、やすらぎ園職員の児童手当分のみの負担となっております。

今後の見込みといたしましては、人件費の引上げ、人員確保、食材料費の高騰、施設整備の更新、稼働率の維持などの課題はありますが、現在のところ、施設の大規模改修工事など、大きな事業は予定しておりませんので、町の負担金についても大きな負担はないものと考えております。

繰越金が令和6年度については9,000万あったわけですが、その部分については、このような、先ほど言わせてもらった人件費の引上げ、人材確保であるとか物価高騰など、いろんな課題がありますので、それについては適正にその基金に計画的に積んで、課題に対応すべきものと考えております。

埴谷議員の1つ目の質問、やすらぎ園虐待事件、それから2つ目の一部事務組合の構成員としての負担金についての答弁といたします。

(保健福祉課長 森谷善彦 降壇)

○議長 (七良裕 光) 東浦教育次長。

(教育次長 東浦功三 登壇)

○教育次長 (東浦功三) それでは、埴谷議員の3つ目の御質問、スポーツ公園リニューアル事業についてにお答えいたします。

スポーツ公園リニューアル事業のプロポーザルは、DBO方式による提案を募集することから、募集要項において、設計・工事監理、建設、運営維持管理によって構成されるグループ、いわゆるコンソーシアムでの応募を条件といたしました。また、選定委員会で優先交渉権者として選ばれたコンソーシアムが特別目的会社SPCを設立し、契約及び基本協定は、SPCと締結する旨を記載しております。

10者から成る紀美野町スポーツ公園再整備コンソーシアムから応募があり、令和6年8月9日の選定委員会で優秀な提案と認められ、優先交渉権者に決定いたしました。優先交渉権者として選ばれた当該コンソーシアムは、同年8月27日に特別目的会社KIMINO STUDIESを設立し、契約、協定締結に至ったものでございます。

以上のとおり、選定委員会時においてはKIMINO STUDIESは設立はされておきませんので、選定委員会において組上に上がることはございません。

以上、答弁といたします。

(発言する者あり)

○教育次長 (東浦功三) KIMINO STUDIESは、選定委員会時にはいまだ設立されておきませんので、選定委員会においてSPCが組上に上がることはございません。

以上です。

(教育次長 東浦功三 降壇)

○議長 (七良裕 光) 森谷住民課長。

(住民課長 森谷克美 登壇)

○住民課長 (森谷克美) それでは私からは、埴谷議員の4番目の質問、樫河池太陽光発電設備についてに対してお答えさせていただきます。

まず1点目の質問、紀美野町再エネ条例についての各条項の解釈を問うについてです。

本条例の制定以前まで、再生可能エネルギー発電設備の設置は、一定の規模未満のものであれば、近隣住民への説明等を行うことなく設置することが可能でした。町内に太陽光発電設備が増え、生活への影響を危惧する声も住民から寄せられるようになり、令和4年1月1日施行で条例を制定したものでございます。

本条例の目的としましては、本町の豊かな自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、もって良好な環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的としております。

また、町や事業者、土地所有者の責務、町民の協力をもって調和を図ることとし、そのどれが欠けても本目的を達成することは難しいものと考えております。

条例第10条第2項第1号の管理者とはどのようなものを指すのかという御質問につきましては、括弧書きで、再生可能エネルギー発電設備を管理する者をいうということの説明をさせていただいております。準委任であったり代理者が来ることも考えられると認識しております。

第5号、再生可能エネルギー発電設備の保守点検及び維持管理に係る計画の維持管理とは何を指すのかということですが、実際運転するに当たっての維持管理についての計画を、概要で提出していただいております。引き続き条例の趣旨について、皆様の御協力をお願いいたします。

続きまして2点目の質問、再度、自立運転機能についてを問うについてです。

6月の一般質問でも御回答させていただきましたが、自立運転機能につきましては、地域住民からの要望により事業者が対応したものと認識しております。本設備につきましては町が設置を義務づけているものではなく、FIT認定につきましては国が認定を行っているものであります。設備の内容につきましては、事業者に御確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、樫河池下太陽光発電設備についてに対する答弁とさせていただきます。

(住民課長 森谷克美 降壇)

○議長（七良浴 光） 以上で、1回目の答弁が終わりました。

これより、自席で起立して質問、答弁をしてください。

6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫）　　ちょっと分かりにくいところがあったので、もう再度って嫌ですけどね、再度聞きます。

因果関係は、そうしたら、この皮下出血と職員Bの暴行による因果関係は証明されたと考えていいんでしょうか。それとも、まだそれは分からないということでしょうか。お答えください。

○議長（七良裕 光）　　森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦）　　カメラ映像、それから前日には皮下出血がその利用者にはなかったということ。それから、聞き取りの中で本人が、恐らく皮下出血については無理やり寝させたことによるものだということの中から、総合的に判断したものでございます。

○議長（七良裕 光）　　以上、6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫）　　そうしたら、原因はビデオカメラでは分からなかったけれども、合理的な疑いがあるというのははっきりしたわけですね。

○議長（七良裕 光）　　森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦）　　調査した内容については、そう考えております。

○議長（七良裕 光）　　6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫）　　そうしたら、合理的な疑いがあるということだったら、これは外傷ということで捉えていいんでしょうか。

○議長（七良裕 光）　　森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦）　　皮下出血についても、何かに当たってできるものでございますので、外傷でございます。

○議長（七良裕 光）　　6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫）　　それがBによる行為でそうなったということは、もう認めていらっしゃるんですね。

○議長（七良裕 光）　　森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦）　　虐待した職員の聞き取りでは、そうでございます。

○議長（七良裕 光）　　6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫）　　そうしたら、刑法204条に傷害罪というのがあります。人の身体を傷害した者は3年以下の懲役云々とあるんですけども、この傷害でいいんでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 傷害についても程度はありますが、刑法による、その傷害に当たると考えております。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そうしたら、これは刑法ですよ。刑事訴訟法を見ます。239条です。「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。」2項を見ますと、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」こう書いてあるんですけれども、これはどうなります。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 埴谷議員おっしゃる刑事訴訟法第239条第2項については、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発しなければならないということは、確かに書いております。しかし、いかなる場合においても義務が課せられているというわけではなく、総合的に判断する必要があると考えます。

高齢者虐待の事実関係を把握した段階やその後の調査を進める中で、高齢者が重傷を負っている場合や、継続して暴行や傷害を与えられた場合、組織的に事件を隠蔽化している場合など、警察への告発はこちらとしても必要だと考えておりますが、今回の場合は手荒なケアにより内出血を起こしたと思われませんが、重傷を負ったものではなく、継続した暴行や傷害ではなく、組織的な隠蔽をしているわけではありません。

また、告発により事件化されると、被害者やその家族等についても警察による事情聴取が行われることとなり、利用者、それから家族に対して多大な心的負担をかけることになるため、告発する場合は、その被害者、それからその家族の意向を十分に確認した上で、慎重に検討する必要があると考えております。

家族への報告、9月17日にさせていただきましたが、虐待した職員と虐待された利用者の接点を避けてほしい、できればその職員を辞めさせてほしいとの言葉があったが、それ以外については望んでいないということでした。以上のことから、刑事訴訟法第239条第2項による告発は、現在のところ考えておりません。

ただ、一方で、後に被害者やその家族が警察への被害の届出を希望された場合につきましては、必要に応じて町としてもその手続の支援を行うなど、警察と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） これは非親告罪なんです。親告罪じゃないんですよ。家族がどうのこうのというのは関係ないんですよ。それをまず一つ、置いてください。これを先に聞きましょうか。それはどう考えているの。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 先ほどちょっと言わせていただいたんですけども、今回の事件については高齢者が重傷を負っているわけではなく、継続して暴行や傷害を加えられた場合、それから組織的に事件を隠蔽化しているというようなことではありません。

手荒な行為により虐待ということで認定はさせていただいたんですが、そのような行為には至っていないため、刑事訴訟法第239条第2項のことは、現在のところ考えておりません。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あなたね、虐待防止法と、この刑事訴訟法を一緒にしたら駄目ですよ。刑事訴訟法のどこに注釈がありますか。どこに例外規定が書いてあるんです、あなたがおっしゃったような。

2項の、公務員が犯罪があると思料するときには告発しなければならないと、あなたは傷害と認めたと。傷害と認めたとから、犯罪があったと思料するんですよ。ここに、どこにそういうことが書いてあるんです。あなたが言っているのは虐待防止法の条文でしょう。それとこれと、どういう関係があるんです。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員にいろいろ聞いていただいている中で、この案件というのはやすらぎ園の事案であって、この前やすらぎ園の議会の中でも質問いただいて、お答えはずっとしてきました。

警察への通報ということも、そのときも議員おっしゃられましたけれども、暴行、傷害があったわけではありません。不適切なケアがあったというのはそのとおりであります。それでもって暴行または傷害という認識はございませんということで、保健福祉課も通報を受けて調査して、さらに県へ報告いたしました。そんな中で、警察への通報ということが一切上がってこなかったというのは、暴行や傷害があったわけではないか

らであります。

不適切なケアということに対する調査結果において、先ほど当該職員の聞き取りの中でもそういう言葉が出たということで、やはり不適切なケアがあったということは、カメラプラス本人への聞き取りで確認はいたしておりますけども、それが暴行とか傷害というものではないという認識でございます。

以上です。

○6番（埴谷高夫）                      それでは課長の答弁が間違っていたということ。取り消ししてよ。

○町長（小川裕康）                      そこ言うて。

○6番（埴谷高夫）                      あなたが取り消しなさいよ。

○議長（七良裕 光）                      森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦）                      やすらぎのある職員が傷害を起こしたということではなくて、不適切なケアがあったということでございます。

○議長（七良裕 光）                      6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫）                      ここで刑法の論議なんかしたくないんですけども、傷害はどうかと云ったら、身体健康状態を不良に変更すること。皮下出血は典型的な傷害じゃないですか。そやから課長さんは傷害を認めたんです。これは傷害ですよ。傷害でしたら傷害罪が成立しますね。そうです、成立するんです。そやから犯罪ですから、それは刑事訴訟法による、公務員は告発しなければなりませんよと。ほかに何も例外規定がないですから。これしか書いていないんですよ。あなたが言う注釈なんか書いていない。

町長さんが言う、暴行ではないと。暴行ではなかったとしても傷害なんですから、暴行と傷害は違いますからね。暴行しても傷害に至らない場合があります。胸ぐらをつかんで、傷害は何もなかったと。それは首筋に擦過傷か何かできたら別ですけども、何もなかった。それは暴行ですけども、暴行罪は別にあります。傷害罪も別にある。これは傷害罪なんです。それは認めないんですか。

○議長（七良裕 光）                      小川町長。

○町長（小川裕康）                      やすらぎ園でのお話でありますけれども、不適切なケアがありましたと。それはそのとおりであると。しかしながら、暴行や傷害ということではないという認識をいたしております。

○6番（埴谷高夫） そんな矛盾した話ないでしょう。何だよ。そんなの続けるんか。どこに、それなら弁護士に聞いておいでよ、そんなのが通るかって。今電話で聞きよし、そんな話を通るか。皮下出血があつて傷害やと認めているのに、それは傷害でないって。

○町長（小川裕康） 傷害とは認めていない。それはちょっと訂正してください。

○議長（七良裕 光） 森谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（森谷善彦） 先ほど私の発言の中で、傷害ということをおっしゃっていただいたんですけども、不適切ケアの誤りでございます。申し訳ございません。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたら、皮下出血はどういうことです。皮下出血は傷害じゃないんですか。そない言つてよ、答えてよ、皮下出血は傷害じゃないと。はい、言つてください。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） そのときに現場におりませんでしたし。

○6番（埴谷高夫） いや、そんなことは聞いていない。皮下出血が傷害かどうか聞いていただけやないか。

○町長（小川裕康） 皮下出血はそのとおりであります。

○6番（埴谷高夫） そういう。

○町長（小川裕康） 違うのよ、だから。

ちよつともう、一回休憩ください。

○議長（七良裕 光） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時19分）

---

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時22分）

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 町長の立場としてと、やすらぎ園の管理者というのはもちろんあるんですが、やすらぎ園の管理者として先般の議会でもお答えいたしました、不

適切なケアがあったというのはそのとおりであります、暴行や傷害があったという認識はしておりません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 傷害があったかなかったか、皮下出血があるのに傷害があったかなかったかだけ言ってください。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 傷害があったという認識はしてございません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 日本がひっくり返るような法的な解釈を、今あなたはしたんですよ。これが今の紀美野町の現実ですね。こういう、法を法とも思わないようなことをやっている。そやからこういう問題が起きるんです。

私は、これだけの問題じゃないでしょう。先ほど言ったように、マットの電源を切っていると。重大な問題ですよ。マットの電源を切って、そうしてこういう傷害が起きたと。乱暴なケア、身体的虐待、何でもいいです。傷害が起きて、そういうのを、先ほどから、最初は因果関係が分からなかったけれども、本人も認めたし、これが原因だろうということを経推できるというふうな事になったと。そうしたら傷害認定をして、公務員やったらしなければならぬんですよ、告発を。そういうことが刑事訴訟法に決められている、刑法でも傷害が決められている。それを曲げるような答弁をしたら駄目ですよ。話にならないじゃないですか、そんなことをしたら。まあ、議事録に残るので。

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 8月の16日にこういう事案が発生いたしました。その後の通報が非常に遅かったということがあります。私も9月の20日の日に、その方の御家族さんにお会いいたしまして、そこでおわびもいたしました。おわびもして、家族さんの意向とすれば、先ほど課長から申したように、その当該職員はやっぱりやめさせてほしい。しかしながら、やすらぎ園に対する不満も何もないということと、それ以上、だから事を荒立てる気持ちはありませんということも、家族さんとのお話の中で確認もいたしました。そういうことも含めて、先ほどからの答弁になったものであると。

その場合、家族さんの意向がやはり一番大事な点ではないかなというふうに思ってお

ります。家族さんの意向で、これは警察へ告訴をしたいということであればもちろんしていただくわけなんでありますが、家族さんといろいろ話ししておわびもして、家族さんの思いもこういうことで、それ以上は思っていません、考えていませんという家族さんからの答えもいただいたということで、そういう対応をしたところです。

以上です。

○議長（七良浴 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 全く話にならないですね。このことだけ申し上げておきます。

皮下出血は医学的に外傷であり、健康状態を不良に変更する傷害です。行政はこの医学的事実を認識していないということに、今なりました。法的にも矛盾しています、あなたがおっしゃっているのはね。厚労省の虐待防止マニュアル、虐待防止法ですね、乱暴なケアがあっても外傷があれば身体的虐待、ここでいう、そうですね。暴行とされているんですよ。町長の説明は矛盾しています。

通報義務は刑事訴訟法の義務ですから、これに注釈を加えるようなことがあってはなりません。これは純粹に解釈しないと、思料するというふうにありますけれども、これは客観的に見てどうかという問題です。うそをついて通報するなんていうのは、もう問題外ですけれども、そういうふうにするものがあつたということだけで通報できるわけですから、通報義務違反は明らかです。

一月、通報を怠っているわけですね。私が隠蔽体質って言ったら、あのとき隠蔽体質じゃないって言ったのかな、ちょっとそのやり取りは忘れちゃったけれども、明らかに隠蔽じゃないですか。そのときに病院の看護師さんが見て、そういうふうに見て看護師長に言ったけれども、20日間黙っていたと。この高齢者虐待防止法では、速やかに市町村に報告しなさいとなっているでしょうが、それを守らなかった。法律ですよ。法律を守らなかったんですよ。

それやのに、まあ今これはいいですけども、非常に不十分な指摘だと思います。それで20日間黙っていて、その後事務所は、事務所ですよ、事務所は10日間黙っていたんですよ。都合一月間、このBは同じフロアで介護をしていたんですよ。そのときの私、Aさんの気持ち、被害者の気持ち、どんなんだったでしょう。自分が虐待を受けた、そういう人がまだこのフロアで介護をしていると。いたたまれないでしょうが、そういうのは。人権侵害も甚だしいんですよ。私、これは今度の質問の中に、カットされましたけれども、とんでもない話だと思います。

その人の精神的苦痛とか、肉体的にももちろん痛かったでしょうし、何せ怖かったと思います。非常に恐怖心を覚えた、この施設にいることにね。そういう思いをさせても、なおかつあなた方はこの施設を守ろうとするんです。違うでしょう。改善せなあかんのです。この施設をよりよくしていかなあかんのです。それについては抜本的な改正をせなあかんのです。それには警察が介入して、一時的にもこういった虐待行為を止める。こういうことをしなかったら、この施設はよくなりようがないんです、このまま許したら。そういうことも分からないと、あなた方は。麻痺している。私強く申し上げたいと思います。

次に移ります。SPCですけれども、課長さんね、これはもう前から発言していますから、私、今驚いても仕方ないんですけれども、選定委員会の開催時はまだSPCは設立されていませんから、俎上に上ることはありませんと、はっきりおっしゃったんですよ。もう一回確認します。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） KIMINO STUDIESが、その8月9日の時点で、選定委員会で議論されることはありません。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そうしたら、もうあきれ返ってもの言えやんのやけど、これはもう、SPCの適格性、それはどこで判断したんですか。それをおっしゃってください。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） まず、先ほども申しましたとおり、令和6年の8月9日に選定委員会で、この10社から成るコンソーシアムの提案が優秀であると認められて、優先交渉権者に決定しました。

○6番（埴谷高夫） いや、SPCの話してんの。コンソーシアムの話ちがう。

○教育次長（東浦功三） そこから聞いてください。そして8月23日に、町とこの10社、コンソーシアム全員で基本協定を結びました。その中でも、候補者は募集要項に基づいたSPCを設立するということを確認しております。ですので、コンソーシアムが設立したSPCでございますので、コンソーシアムが選定委員会で優先交渉権者になったということと、その、なったコンソーシアムが募集要項に基づいて設立してきたということでございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 基本協定は、SPCが設立する前の文書でしょう。SPCの出資比率や資本金、役員体制、財政状況、これはどこに載っているんです。そういうことを一つも審査しないで、なぜ適格性があると言えるんですか。なぜこういうところと契約ができるんですか。それをおっしゃってくださいよ。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） 以前から申し上げているとおり、実際に工事を行ったり設計を行ったりするのはコンソーシアムでございます。ですので、コンソーシアムがそれを担うということは、協定によって確認はされております。SPCを立ち上げて、SPCが特別目的会社でございますので、そのコンソーシアムの仕事をコーディネートしていく、また町とコンソーシアムの間を担う、そういう形でございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） もう疲れるだけやけどね、これね。もうこんなでたらめが何で通るのかなと思って、不思議で仕方ないんです。契約相手であるSPCの適格審査を町が行っていないと、これはもう認めるんですね。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） その適格審査というのが、募集要項でもSPCは立ち上げて、その代表になるのは、ごめんなさい、SPCは選ばれたこのコンソーシアムの中で、建設担当や設計担当ではなく、運営部門の担当から設立させることが望ましいという形でしております。

そのとおりに、選定委員会で選ばれたコンソーシアム10社がそのように判断して設立をしたということでございますので、適格性というよりは、その要項に基づいて設立されているということでございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ここにSPCの提案書、SPCの提案書はおかしいね。コンソーシアムの提案書、それから選定委員会の議事録を持ってきましたけれども、SPCについては、大事なことは書かれていません。何が書かれているか。維持管理、SPC

が主だって紀美野町の指示や要望を受け取ります。SPCプラスコンソーシアムにてその内容の精査と実施を行い、報告を上げます。それでフローチャートみたいなものが書いてあって、SPCプラスコンソーシアム、点検実施、矢印下、計画、矢印下、計画実施。これだけです。SPCについては書いていない。

それで選定委員会の議事録を見ますと、統括責任者についてはSPCとなる。そして、修繕10万円未満はSPCで。これだけですよ、書いてるのは。SPCについては何ら審査されていない、選定されていない。コンソーシアムは、なるほど選定していますよ、それで選ばれたんですから。しかし、契約の主体はおかしいじゃないですか。

SPCと契約したんですよ。14億もの契約、1億5,000万の管理料。総額15億5,000万の契約を、資本金たった10万円の会社、本店も空き家、そんなところの会社とあなた方は契約したんですよ。そやからおかしいって言っているんですよ。適格性が証明されていない。選定委員会のときには、この会社はできていないというんですから。それが当然だというのは全くおかしい。なぜそれが当然なん。そんな逆さまやないの。

きっちりコンソーシアム内で、これこれの出資比率にします、会社はこういう形態です、取締役はここから出します、ここから出す予定です、役員体制はこうします、こういうのが書いてあって、提案書に、そうして選定委員会でこれも審査される、それは分かります。そういうのが一切ないと。紀美野町は特殊なんですよ、これ。ほかにそういうことはありませんよ。私もいろいろ調べましたけれどもね、こういうことが提案書に載っていないというところはないんですよ、それは駄目だとなってある。どうです。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） ですので、選ばれたのはコンソーシアムです。10社から成るコンソーシアムの提案が優秀であった。その10社も含めた協定によって、この中から10社も納得の上のSPCを立ち上げるということで、立ち上がってきています。ですので、もう実際に、先ほども申しましたが、設計工事を行うのはコンソーシアムでございまして、何ら問題はないというふうに考えています。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） もう最後にこれだけ、ほんならイエスと言ってください。契約相手であるSPCの適格審査を、町は行っていないという事実ね。これを認めるんですねと。イエス・ノーでおっしゃってください。

そして、契約相手の適格審査をしないまま契約をするという行為を、町は適正な契約  
手続だったと考えているんですねと。これもイエス・ノーでおっしゃってください。

○議長（七良裕 光） 東浦教育次長。

○教育次長（東浦功三） ですので、先ほども申しましたが、適格審査というのは  
現実として協定に基づいて上がってきているSPCでございますので、行ってはませ  
ん。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 指定管理について聞きましょう、そうしたら。指定管理者。  
SPCが指定管理者の新設について、以前は、これも前やったことですからね。第  
4条、これは規則やね。申請については第3条ですね。指定管理者の指定の申請、第3  
条。前に町長さんは、その他町長等が定める書類、これでいいんだということをおっし  
やいました。今でもその認識は変わりませんか。

それから、規則の第4条ですね。第4条の一番最後の7号ですね。その他町長等が指  
定するもの、これを出せばいいんだというのは今も変わりませんか。

○議長（七良裕 光） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時41分）

---

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時44分）

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 埴谷議員がお聞きされております、指定管理の手続に関する  
条例施行規則の第4条には、申請に要する書類等が規定されております。SPCは、S  
ALTとタキモトスポーツの2社によるSPCであるということと、新たに設立された  
ということで、前年度の収支計算書であるとか、そういったものがないということの中  
で、SPCを構成するSALT、そしてタキモトスポーツ、それぞれの会社の資料を出  
してもらったということ、それを町長が特に指定するものということを出してもらっ  
たというのは前回の議会でもお答えいたしましたし、それは今も変わっておりません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） その必要とされる書類を別の法人で代替するなんていうような話はどこでも通りません、そういうのは。紀美野町は例外ですけれども。そんな話は、もう話にならないんですよ。

ここの書類がなかった、ほかの会社の書類を持ってきてこれでやりましょうと、それは町長が認めたんですって。条例違反でしょうが、規則違反でしょうが。なぜそういうことが通るんですか。ほかの法人をその法人、SPCに代替できるような、どこにそんな法律があるんですか。

○議長（七良裕 光） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時46分）

---

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時47分）

○議長（七良裕 光） 小川町長。

○町長（小川裕康） 繰り返しの答弁にはなりますが、SPCは8月に設立されておりますので、前事業年度の収支計算書とか、そういったものはございません。4条の書類等の中で、前事業年度の収支計算書またはこれに相当する書類という、そういう書きぶりしておりますし、SPCはできたばかりで、当然ありません。ですから、それを構成するSALTとタキモトスポーツの、それぞれの会社の前年度の事業計算書をいただいて、それに代えるということをしたものであります。

以上です。

○議長（七良裕 光） 本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長します。

6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） もう先ほどの件といい、この件といい、紀美野町がいかに遵法精神に欠けるかというのが明らかになったと思います。

もう質問しても仕方がないんですけれども、先ほども言いましたように、このSPCというのは、いつ誰がどこで適格性を審査したのかって、そういうことはされていない

という中身が大問題なんですよ。選定委員会で審査の俎上にも上っていないと。なぜか、まだできていないから。こういうでたらめなことをやっているから、私はそれは駄目ですよと言っているんです。そういうのは分かってもらえませんがね。

第一、SPCの決算書がないために、前の会社、Aさん、Bさんの前の会社の決算報告書を使ったと。それで代替したっていうんでしょう。もう話にならないじゃないですか。契約の主体はあくまでもSPCなんですよ。代表者が経営する別会社というのは契約主体じゃありませんから、そこと町が契約したわけではないでしょう。そんな単純な理屈も分からないということです。

SPCそのものの決算書、財務諸表はもちろんありません。決算報告書、事業報告書、もちろんありません。できていないですからね、ないのは当然なんです。しかし、そうだったらそれで、条例を整備するなり法的な根拠を与えるなり、何かせなあかんのです。そういう努力を全部省いてやってしまうから、こんな無理が生じるんです。付け焼き刃でやってしまおうということやるから、こんなむちゃくちゃなことが通るんですよ。

私、監査請求して、これ認められませんでしたけれども、SPCの問題については監査請求で触れていませんから。これは法的に非常に大事な問題、重大な問題だと、違法行為だと思っていますから、何らかの問題にしたいと思います。

先ほども言いましたけれども、14億円のDBOで最初にやると、今までやったことのない事業をやると。しかし、そのSPCは基本構想から基本計画、ずっと一貫してやってくるわけでしょう。6年の6月14日に公表したと同時に、このSPCが入るコンソーシアムは応募しているわけですから。こんなことは普通は考えられません。14億の事業も、SPCである彼らがつくった金額でしょうが。それがずっと契約金額まで来ているんです。これも考えられない。途中で設計変更もたくさんありますよ。それでも一緒と。こんなことが続いて行われている事業です。私はもう、絶対に納得できません。

次に移ります。太陽光ですけれども、私が聞いているのはちょっと違います。この第10条のをもう一回聞きますね。ちょっともう、先のを忘れてしまった。ここの10条2項1号にある、ここの管理者ですね。この人はどういった仕事をするのかというのを、もう一回教えてもらえますか。

それから、具体的に管理する者と書かれておりますけれども、太陽光発電設備についてどういった役割を果たすのか。事業主との関係。それなんかを教えてもらいたいと思

います。

それから5号の、先ほども言いましたけれども、保守点検及び維持管理に係るといふ、保守点検及び維持管理に係るといふのは、F I T法上の保守点検、維持管理ということ  
で理解していいんでしょうか。

それとも、F I T法は関係ないですよと。ここでいう保守点検は町独自の保守点検項目  
があって、それに基づいてやってもらうんですよと、そういうことでしょうか。維持  
管理も同じです。そういうことを答えてほしい。それについて答えてください。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

条例第10条第2項第1号の、管理者はどのような仕事をされるかということなんで  
すけど、基本、設置者が管理をするのであれば、設置者がそのまま管理をしていただ  
いて結構かと思います。事業によっては管理者を別に、事業者、施工業者であるとかそ  
ういう方に管理を任せることもあるかかと思しますので、そういうときは管理者を教え  
てくださいということです。

第5号の再生可能エネルギー発電の保守点検及び維持管理に係る計画につきましては、  
保守点検とか維持管理についてはどういう形でされるのかということ、概要を教  
えていただいています。特に何を、項目とかは定めていませんので、事業者によ  
って報告の形態とかは、ちょっと違うこともあります。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） この榎河池という前提を書いていますよね。榎河池の太陽光  
発電で、みんな一緒じゃないですか。何が違うんです。違わないでしょう、今やっ  
ている事業は。その管理というのはどういうことをやるんですかって、具体的に  
教えてください。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えします。条例の解釈とい  
うことだったので、ちょっと全般としてお話しさせていただきました。

榎河池につきましては、太陽光発電の状態及び発電状況、それと営農もされて  
いますので、営農者での目視での確認もしていただいているということでお伺い  
しています。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 営農者については、私が言ったんじゃないですよ。向こうが言ったので、私が言うんですよ。だから許してくださいね。

今、管理者、そういう管理をしている、また営農しているというのは誰ですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

申し訳ございません、計画のときの話は存じ上げているんですけど、現在というところ、明確にはお答え、ちょっと今用意できていないです。目視と数値の確認をしているということでお伺いしています。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） おかしなことをおっしゃいますね。設立のときは分かるけれども、今は分からない。そんなことないでしょう。変更届は出ているんですか、出ていないんですか。出ていなかったら最初のままでしょう。違うんですか。

○議長（七良裕 光） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時57分）

---

再 開

○議長（七良裕 光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時01分）

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

設置者は、低圧の太陽光発電になりますので、個人の方ですとか事業者の方がそれぞれ1区画ずつ設置者となっております。管理者につきましては、1つ、太田エコファームさんという方が管理者として、現在のところ届出をいただいております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） その方が、その法人が、今も管理をなさっているんですか。

そうしたら営農者と同じですから。サカキを植えたのも一緒、草を刈っているのも一緒、

そのエコファームさんがやっているということで理解していいんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 届出に変更がありませんので、そういう認識であります。  
以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そんなのは、エコファームさんがやっていないというのはみんな知っていますよ、地元の人。知らないのはあなただけです、そんなこと。もうとっくに変わっているじゃないですか。エコファームさんは、とっくに撤退していますよ。あのサカキを植えたのは、エコファームさんじゃないですよ。草刈りもエコファームさんじゃないですよ。どうしてあなたそういうことが分からない。届出がないから分からない。実地で見てもいないでしょう。見たら分かるでしょうが。どうです。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 現場で実働されていた方が、ちょっとどなたかとは存じ上げてはおりませんが、その太田エコファームさんがもしかして委託された方なのかもしれないですし、その辺、うちではちょっと把握しておりません。  
以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 太田さんは、もう撤退して久しい。弁護士さんを通じて、私はやめますと業者に通知を送っている。そういうのを私、確認しています。そういう状態なんです。あなたの認識がおかしくない、それだったら。

現場確認していないんでしょう。現場確認をしていないんだったら、現場確認していないとおっしゃってくださいよ。これだけ住民があそこの問題でいろいろ言っている、それにもかかわらず、あなたは下で座ったままで何の確認もしていないと、そういうことですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えします。

確かに私どもでは、設置から完了までにつきましては把握しておりましたが、それ以降に関してはちょっと、届出がない限り、その管理ばかりしているわけではございませんので、その届出については、申し訳ございません、現在のところいただいておりません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私ね、あなたにはこの写真を見せていませんけれども、皆さん分かっています。何て書いてあるか。保守点検責任者、氏名、株式会社旭東不動産。連絡先が書いています。運転開始日、2024年12月の20日。12月の20日から、旭東不動産が保守点検責任者なんですよ。

先ほどの条例からいうと、保守点検及び維持管理に係る計画、これは管理者ということでもいいんでしょう。管理者の届出は太田エコファームであるけれども、実際やっているのは違うじゃないですか。そうしたら、規則でいう第10条の変更届、これは10条の3項6号ですね。管理者に関する事項の変更届は、必ず要るわけですよ。だから課長さんが、変更届が出ていないからやっていないと、前のままですとおっしゃるけれども、実態と違うじゃないですか。こういうことを許していいんでしょうか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 管理者は、我々は太田エコファームのままで変更の届が出ていないことを、ちょっと申し上げさせていただきました。旭東不動産さんが準委任で受注されているのかも、実際変わっているのかも含めて、また改めて確認させていただきます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あなたは、改めて確認するんじゃないでしょうか。もし変更されているなら、変更届を出すように指導しますというのがあなたの答えでしょう。違うんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 確認させていただいて、変更が明確なものであれば、当然、変更の届を出していただくよう指導させていただきます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私だけじゃないですよ。みんな知っているって言ったじゃないですか。知らないのはあなただけなんです。あそこの管理者が変更されている、営農者が変更されている、それは農業委員会にも関係ありますけれども、農地法の届出もあ

って、あなた方の言うように届出もあって、それを変更せずにやっているわけですから、こんな無法ぶりはないでしょう。こういうのを許しているからなめられているんですよ、業者に。そうじゃないですか。早急にやってください。

次に移ります。もう時間がないので、パソコンですけれども、パソコンは、あなたは再三そう言います。住民との合意で、町は関係ないと。違いますよ。町の下で説明会が行われて、そうして、これこれこういうものをやりますとって、説明会で言ったんです。町に全く責任ないですか。そんな話じゃないでしょう。

町が取り持って説明会を持たせたんですよ。そこで100ボルトの自家発電をやりますと彼らは確約して、これが売りだったんですよ、これも何回も言いますけどね。これがセールスポイントだったんです。ですから、災害時に100ボルトの電源が取れますよ、地元の役に立ちますよと。今ではこれ、法制化されていますから必ずしなければなりませんけれども、ちょうど隙間に入って、このときは法制化されていない。しかし、彼らはやると約束したんですから。それをあなた、確認するのは当たり前じゃないですか。違うんですか。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 埴谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

太陽光条例に基づいて住民説明会をしていただいたということは、事実でございます。その中で住民からの要望で、停電時、自家発電による自立運転による給電装置を設置してくださいということに対して、提供いたしますということで返されているのか、ちょっと申し訳ございません、そこの現場に私も立ち会っておりませんので、そういうことでお話があったのかなという認識であります。

実際、FIT認定もそれで認定されていますので、それで認定されているということは、そういうことで営まれているという認識でいるということ、前回お伝えさせていただいたという認識でございます。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 住民からの要望に応じて、ここでやったんじゃないですよ。先ほども言ったじゃないですか。業者が住民を説得するために持ち出してきた案なんですよ。これをやったら、今もう繰り返しになります、災害時に100ボルト使えますよと、非常に便利ですよと。こういうことをセールスポイントにしてやったんです。住民

から要望してこうなったんじゃないですよ。そこをはっきりしてください。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 申し訳ございません。あくまでちょっと私、その当時にその場で立ち会っておりませんので、そういう認識でおりました。事業者からのセールスポイントとして給電装置を設置するということであれば、事業上設置ということではなされているのかなという認識でございます。

もしその設備に不具合とか違反があるということであれば、近畿経済産業局でも相談窓口、Kフィットセンターというものを設置してございますので、一度そちらのほうに問い合わせただけだと、事業者の申請と実態の差について御相談いただけたと思います。御活用いただければと思います。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） あなた、住民のために何かしようという意思は全くないんですか。住民が困っているときに、これはついていないでしょうと言ったときに、あなたは国に話をしなさいよと、私のところは関係ないですよと。今の話、管理者の話でもそうですけれども、そういう態度であなた、いいんですか。再度答弁ください。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 再度答弁させていただきます。

私のほうで明確に、その給電装置がないという実証というんですか、確証というのは持っておりません。ですので、確証のないまま私のほうから通報することは、ちょっと今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（七良裕 光） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そうしたら、前に確かめたというのは何です。あなた確かめて、向こうから答えをもらいました、つけていますという答弁をしたじゃないですか。そういうことを言っていないながら、今さら何を言っているんですか。町民のために働きなさいよ。

○議長（七良裕 光） 森谷住民課長。

○住民課長（森谷克美） 6月のときの答弁を再度申し上げます。パワーコンディショナーの自立運転については事業者の設備の話であり、町において確認は行っており

ませんということで答弁をさせていただいております。経済産業省がその条件で、自己運転と給電装置を有するということで認識しているのであれば、そういう認識だということで回答のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（七良裕 光） 以上で、埴谷高夫議員の質問を終了いたします。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日4日から9日までの6日間を休会とし、10日午前9時から会議を開きたいと思  
います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（七良裕 光） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（七良裕 光） 本日は、これをもって散会します。

（午後 5時14分）